

写

4人委給第357号
令和4年9月21日

福岡県議会議長 桐 明 和 久 殿

福岡県知事 服 部 誠 太 郎 殿

福岡県人事委員会委員長 山 口 幸 雄

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨に鑑み、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与等の実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とするとともに、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」としている。

また、地方公務員には、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。中でも、職員の給与水準の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間事業所の従業員のそれと均衡させることを基本としている。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和4年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、特定

獣医師職、公安職、教育職、任期付職員の7種9給料表が適用されている。職員数は、全職員で39,347人（昨年39,289人）、行政職給料表適用職員で8,996人（同8,854人）であり、平均年齢は、全職員で40.8歳（昨年41.1歳）、行政職給料表適用職員で41.3歳（同41.7歳）である。（参考資料第1表）

職員数を10年前の平成24年4月と比較すると、全職員で9,626人（19.7%）減少（行政職給料表適用職員では19人（0.2%）増加）し、平均年齢は、全職員で3.1歳（行政職給料表適用職員では1.8歳）低下している。

なお、10年前と比較して全職員数が大きく減少しているのは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正により、平成29年4月1日から、指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与等については指定都市が負担することとされたためである。

[参考] 全職員数：平成28年4月1日（48,738人）、平成29年4月1日（38,220人）

(2) 平均給与月額

行政職給料表適用職員（8,996人）の平均給与月額は379,302円（昨年382,794円）であり、医療職給料表等他の給料表の適用を受ける職員を含めた全職員（39,347人）の平均給与月額は394,437円（同396,012円）である。（参考資料第3表）

なお、平均給与月額について、給料表水準の引下げ改定が始まった平成14年度の改定前の額と比較すると、行政職給料表適用職員では9.0%、全職員では13.2%、それぞれ減少している。

3 民間の給与

(1) 最近の状況

「毎月勤労統計調査地方調査」（福岡県、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を含む常用労働者の所定内給与は、昨年4月から0.2%増加している。（参考資料第24表）

(2) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,994事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した506事業所を対象に、「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、特別給や諸手当の支給状況等について調査した。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。(参考資料第13表～第22表)

ア 初任給の状況

民間における初任給の改定状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で30.0%（昨年29.9%）、高校卒で14.4%（同13.0%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で34.2%（同29.7%）、高校卒で38.2%（同26.6%）であり、大学卒で4.5ポイント、高校卒で11.6ポイントそれぞれ増加している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で65.8%（同70.3%）、高校卒で61.8%（同73.4%）であり、大学卒で4.5ポイント、高校卒で11.6ポイントそれぞれ減少している。

(参考資料第14表)

イ 給与改定の状況

民間における給与改定の状況をみると、表1のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は31.2%（昨年30.6%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.9%（同0.4%）となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	31.2	13.4	0.9	54.5
課長級	21.1	15.4	0.6	62.9

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間における定期昇給の実施状況をみると、表2のとおり、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は87.0%（昨年84.9%）となっている。昇給額については、昨年比べて増額となっている事業所の割合は29.8%（昨年19.2%）、減額となっている事業所の割合は2.7%（同9.5%）となっている。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給 中止		
		増額	減額	変化なし			
係員	90.2	87.0	29.8	2.7	54.5	3.2	9.8
課長級	75.2	72.0	24.6	1.7	45.7	3.2	24.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 本年の職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

「令和4年県職員給与等実態調査」及び「令和4年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては人事院が民間給与との比較に用いる行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員に相当する職員(行政職給料表適用職員のうち、福祉職、海事職及び医療技術職員等並びに本年度の新規学卒の採用者等を除く7,749人)、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)したところ、その較差は、表3のとおり、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均978円(0.27%)下回っていた。(参考資料第4表、第16表)

表3 職員給与と民間給与との較差

民間の給与(A)	行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員に相当する職員の給与(B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
366,510円	365,532円	978円 (0.27%)

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4のとおり、年間で平均所定内給与月額に相当する4.40月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数(4.30月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	352,583円
	上半期 (A2)	353,762円
特別給の支給額	下半期 (B1)	759,432円
	上半期 (B2)	794,402円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)	2.15月分
	上半期 (B2)/(A2)	2.25月分
	年 間	4.40月分

(注) 「下半期」とは令和3年8月から令和4年1月まで、「上半期」とは令和4年2月から7月までの期間をいう。

5 職員給与と国家公務員給与との比較

(1) ラスパイレス指数

総務省が行った地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員の令和3年4月1日における給与水準について、その俸給の月額と給料の月額とを対比させて比較、算出したラスパイレス指数は100.6となっている。

表5 職員と国家公務員との比較（ラスパイレス指数）

国家公務員	職 員
100.0	100.6

(2) 平均給与月額

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員とを比較すると、本年4月の平均の給料(俸給)の月額では、職員(324,157円)が国家公務員(323,711円)を446円上回っているが、諸手当を加えた平均給与月額では、職員(365,532円)が国家公務員(405,049円)を39,517円下回っている。

表6 民間給与との比較を行う国家公務員及び職員の平均給与月額

職員区分	平均給与月額		
	平均給与月額	給料(俸給)の月額	諸手当月額
	円	円	円
国家公務員(A)	405,049	323,711	81,338
職 員 (B)	365,532	324,157	41,375
(A) - (B)	39,517	△446	39,963

(注) 国家公務員及び本県職員の平均給与月額、給料(俸給)の月額及び諸手当月額は、令和4年の人事院勧告参考資料第3表その1及び本県勧告参考資料第4表による。

6 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年同月に比べ、全国では2.5%、福岡市では1.9%それぞれ上昇している。また、本年4月の国内企業物価指数(日本銀行)は、昨年同月に比べ、10.0%上昇している。(参考資料第24表)

本委員会が家計調査を基礎として算定した本年4月における福岡市の標準生計費は、表7のとおりである。(参考資料第23表)

表7 本年4月における福岡市の標準生計費

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
98,570円	152,510円	165,050円	177,580円	190,100円

7 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行い、併せて人事管理に関する報告を行った。

月例給については、民間事業所における賃金引上げの動きを反映して、民間給与が国家公務員給与を平均921円上回ることとなり、引上げを勧告した。また、特別給についても、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回ったことから、0.10月分の引上げを勧告した。

国家公務員の人事管理に関する報告においては、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向け、「人材の確保」、「人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等」及び「勤務環境の整備」についての課題認識とそれぞれの対応策を示した。

これらの概要は、別記のとおりである。

む す び

職員の給与決定に関係のある諸情勢については以上述べてきたとおりである。また、給与以外の勤務条件や人事管理に関する状況・課題等を踏まえて総合的に検討した結果、職員の給与その他の勤務条件等についての本委員会の意見は、次のとおりである。

1 給与について

(1) 本年の給与の改定

ア 改定の考え方

(ア) 月例給

前記4(1)のとおり、本年4月分の給与において、職員の月例給が民間給与を978円(0.27%)下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月分の給与の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

改定に当たっては、基本的な給与である給料を引き上げる必要がある。

(イ) 特別給

前記4(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数(4.30月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することが適当である。

イ 改定の内容

(ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、本年の公民較差の状況及び人事院勧告で示された行政職俸給表(一)の改定内容を勘案して、給料月額を引き上げる改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の改定を行う必要がある。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合が均等になるように配分することが適当である。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き上げる必要がある。

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

本年、人事院は、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与制度についても、社会と公務の変化に応じたアップデートを図っていく必要があると報告した。

この給与制度の整備については、俸給表の構造、初任給・昇格・昇給の基準、諸手当など、様々な側面から一体的に取組を進めていくとされていることから、今後、人事院の検討状況や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。

2 人材の確保及び育成について

(1) 有為な人材の確保

少子化の進行、国・他自治体との競争激化などの影響により、職員採用試験の受験者数の減少傾向が続く中で、民間企業における採用意欲の回復など、職員採用を取り巻く環境は、今後一層厳しくなることが予想される。また、近年は感染症対応や災害対応等のため、技術系職員の採用予定数が増加しており、受験者の確保は喫緊の課題となっている。

県職員の仕事は、全体の奉仕者として、県民の生命、安全、安心を守る、社会に貢献できる仕事である。

本委員会では、こうした県職員の仕事のやりがいや魅力を発信し、有為な人

材の確保につなげるため、対面に加え、オンラインも活用しながら、若手職員によるセミナーや事務系・技術系職員別及び女性を対象としたガイダンスを実施するほか、大学等で開催される就職説明会への参加、職種ごとの仕事内容を紹介する動画の作成など、様々な広報活動に取り組んできた。

今後も、任命権者と緊密に連携を図り、受験者が公務員への就職を意識する早い学年からガイダンスやセミナーへの参加を促すとともに、技術系や民間経験者等、試験の受験者層ごとに効果的な情報発信を行うなど、より有効な受験者確保策に積極的に取り組んでいく。

(2) 女性の活躍推進

任命権者においては、女性職員一人一人が能力を最大限に発揮することによって、組織の活力向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、一定の成果をあげているところである。

行政課題が多様化する中、女性職員の活躍は益々重要性を増していることから、今後も引き続き、計画に基づいた積極的な登用や人材育成、管理職を含めた職員一人一人の意識改革、ワーク・ライフ・バランスの推進等に着実に取り組み、女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

本委員会としては、任命権者と協力しながら、女性を対象としたガイダンス等を通じて、公務の魅力やキャリアパス、働きやすい勤務環境について具体的に発信するなど積極的な広報を行い、優秀な女性人材の確保に粘り強く取り組んでいく。

(3) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、職員の士気高揚や能力開発・人材育成を目的として導入され、全職員を対象に給与への反映がなされており、既に制度として受け入れられているところである。

人事評価の結果を任用や給与等の人事管理の基礎として活用していくためには、職員の能力及び業績を適切に把握し、適正な評価を行うことが重要である。

任命権者においては、引き続き、運用実態を検証し、評価者である管理職員の評価スキル向上を図る研修の徹底などに努め、職員の理解と納得感を高めながら、人事評価制度に基づく適正な人事管理を進めていく必要がある。

3 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

(1) 長時間労働の是正等

本県では、平成31年4月から、人事委員会規則により、時間外勤務を命ずることができる上限を設定している。任命権者の報告によると、新型コロナウイルス感染症や大雨災害等への対応のため、令和3年度において、月に100時間以上の時間外勤務を命じられた職員は延べ1,457人、年に720時間を超えて時間外勤務を命じられた職員は278人に上るなど、一部の所属で時間外勤務の上限時間を上回る状況が認められた。

長時間労働は、職員の心身の健康を損なうおそれがあるのみならず、仕事と生活の両立支援や労働意欲保持に影響を及ぼすものであるため、組織を挙げて強い姿勢で、その是正に取り組む必要がある。

任命権者においては、時間外勤務の管理の徹底・強化、事業の見直し、業務の削減・効率化等に取り組んでいるところであるが、依然として、新型コロナウイルス感染症対策業務などにより、長時間の時間外勤務を行っている部署や職員が見受けられる。そのため、業務量に応じた人員の確保や適正な配置に更に努めるとともに、コロナ禍を契機に事務事業の精選、効率化を一層進めるなど、時間外勤務の縮減に向けたより実効ある取組を実施・徹底していくことが必要である。

管理監督者は、時間外勤務の縮減が自らの重要な責務であることを自覚し、所属長を含む全ての職員は、長時間労働の是正に対する意識を高め、所属全体で時間外勤務の縮減に努めていくことが重要である。

また、やむを得ず長時間労働に従事した職員の心身の健康の確保は重要であることから、任命権者においては、職員の健康不調を早期に発見し、解消するため、医師の面接指導の対象となった職員が面接指導を確実に受けることができるよう配慮するとともに、面接指導後は、医師からの意見を勘案し、必要が

あると認められる場合には、当該職員の実情に応じた措置を講じる必要がある。

年次休暇については、これまで任命権者において、計画的な使用の周知、使用日数が特に少ない職員に対する個別の呼びかけなどの取組が行われてきており、本委員会の調査では、令和3年における年次休暇の平均使用日数は12.1日であり、昨年に比べ2日増加した。

任命権者においては、職員の心身の健康保持のため、引き続き、職員が年次休暇を使用しやすい職場づくりに努める必要がある。

(2) 教員の働き方改革

現在、学校においては、通常の授業に加え、学校行事の準備・運営、部活動、生徒指導、保護者及び地域活動への対応、新型コロナウイルス感染症への対応など多岐にわたる業務によって、教職員は多忙を極めている。

このような中、教育の質の維持・向上のためには、教職員が限られた時間の中で児童生徒と向き合う時間を確保・充実させる必要があり、そのためには、個々の教職員の業務の見直しだけでなく、学校の組織マネジメントを強化する観点から校長等の管理職員をはじめとした教職員が一丸となって、働き方改革を進め、学校の運営体制の充実を図ることが必要である。

本県においては、県教育委員会が策定した「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、勤務時間の適正な把握や部活動休養日の拡大、学校閉庁日及び閉庁時刻の設定など様々な取組を実施しているところであるが、依然として、長時間勤務を行っている教職員は多い。

県教育委員会においては、現在実施している取組の結果を検証し、より効果的な取組を着実に推進していくことが必要である。また、一年単位の変形労働時間制について、学校における働き方改革を進める一つの選択肢として、制度の必要性等を検討することも重要である。

さらに、各学校においては、校長等の管理職員が、教職員の勤務状況を把握するとともに、業務の見直しや効率化・合理化を図る上でリーダーシップを発揮し、他校が実施している好事例や若い世代の教職員の意見も取り入れながら、更なる教職員の負担軽減に努めることが極めて重要である。

併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教職員の働き方改革が着実に推進されるように、県教育委員会においては、引き続き、市町村教育委員会と連携を図るとともに、市町村教育委員会や小中学校の取組を支援していく必要がある。

(3) 多様な働き方の推進及び仕事と家庭等の両立支援

働く場所や勤務時間を柔軟に選択できる働き方は、育児、介護等との両立を支援し、これら時間に制約のある職員の能力発揮や、ワーク・ライフ・バランスを実現する有効な取組である。

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、現在、時差通勤の運用拡大、在宅勤務やICTの活用など、職員の働き方が大きく変化している。

令和4年3月からの新たな「福岡県行政改革大綱」においても、デジタル技術の活用による働き方改革の推進などの行政改革を進めることとしており、任命権者においては、多様な働き方について、現行の制度の活用状況や職員のニーズを踏まえ、国や他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、引き続き、検討し充実を図る必要がある。

また、男性職員の仕事と育児の両立については、令和3年3月に策定された特定事業主行動計画等において、育児休業や出産・育児に係る休暇の取得率等の目標を掲げ、取組を進めているところである。任命権者においては、仕事と育児の両立のため、子育てに関する制度や、多様な働き方が幅広く利用されるよう周知を図るとともに、職場におけるサポート体制を整えていくことが必要である。

なお、昨年検討の必要性を言及した国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するための制度等の本県への導入については、必要な規定の整備が行われたところであり、今後は、任命権者において、必要な職員が同制度を利用しやすい職場環境づくりに努める必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

職場におけるあらゆるハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、職員の心の健康を損なわせ、公務能率の低下や貴重な人材の損失につながりかねない重大な問題である。

任命権者においては、ハラスメントに関する指針等の改正、相談窓口の設置、研修の実施などにより、ハラスメントの未然防止や解消に努めているところである。

しかしながら、令和3年度の職場におけるハラスメントの相談は依然として多く寄せられ、特にパワー・ハラスメントの相談件数が増加している。

ハラスメントは決して許されない社会的課題であり、任命権者においては、引き続き、職員への周知・啓発などの取組を行うとともに、管理職をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得ることを十分理解した上で、自らの言動に注意を払い、ハラスメントのない職場環境づくりに取り組む必要がある。

(5) メンタルヘルス対策

職員の心の健康の保持増進は、職員がそれぞれの職場においてその能力を十分に発揮し、行政サービスを充実させるために、極めて重要な課題であり、各任命権者においては、これまでもストレスチェック制度の活用、相談窓口の設置、職員への研修など様々なメンタルヘルス対策を講じてきたところである。

しかしながら、本委員会が実施した「職員の厚生制度に関する実態調査」によると、長期病気休暇者に占める精神疾患を原因とする者の割合は、直近5年間では5割を超える状況が続いている。特に、令和3年度においては6割を超える状況であり、年代別にみると、20歳台の若手職員の精神疾患による長期病気休暇等取得者数の増加傾向が顕著である。

任命権者においては、引き続き、互いに協力し合える風通しの良い職場づくり、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見と早期対応、円滑な職場復帰のための支援、再発予防に向けた取組などのメンタルヘルス対策を確実に進めていくことが重要である。

なお、職場全体の長時間労働の是正やハラスメントの防止は、職場環境の改

善に寄与し、職員のメンタルヘルス不調の防止につながると考えられるため、メンタルヘルス対策の観点からも、任命権者においては、(1)及び(4)で述べた長時間労働の是正やハラスメントの防止について、しっかりと取り組んでいかなければならない。

(6) 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員は、多様化・高度化する行政ニーズに対応するために欠かせない存在である。当該職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、引き続き、適切に制度を運用していくとともに、昨年言及した特別給の在り方を含め、その勤務条件については、国の非常勤職員の取扱いや他の都道府県の動向等にも留意しながら、不合理な取扱いが行われることのないよう継続して検討していくことが必要である。

4 定年の引上げに関する制度について

定年引上げに関する地方公務員法の一部を改正する法律の施行が令和5年4月に迫っている。

任命権者においては、高齢期職員を含めた組織全体の活力が維持できる制度となるよう、人事管理の在り方や多様な働き方を選択できる環境の整備など、具体的な制度を確立するとともに、改正内容の職員に対する情報提供等により、円滑な制度移行に向けて取り組むことが重要である。

なお、再任用職員の処遇については、フルタイム勤務が多いといった本県の実情も考慮しつつ、職員が持っている力を更に発揮することができるよう、その在り方について検討を行う必要がある。

本委員会においては、引き続き任命権者と協議を行いながら、他の都道府県の動向を注視しつつ、関係規程の整備を行っていく。

5 公務員倫理の徹底について

職員は、県民全体の奉仕者として、高い倫理観を持つことが求められるにもか

かわらず、飲酒運転、性的非行、不適正な事務処理などの不祥事が発生し、依然として、県民の信頼を著しく損なう事態が生じている。

職員自身においては、県民全体の奉仕者であることや、自身の行動が県全体と県職員全体の信用に大きな影響を与えることをしっかりと自覚し、公務内外を問わず自らの行動を厳しく律する必要がある。

任命権者においては、引き続き、職員倫理に関する研修や啓発など服務規律の確保の取組を強く推し進めることが必要であり、また、管理職員は、職員の勤務態度や生活の異変を察知できるよう、職場内におけるコミュニケーションの活性化に努めるなど、風通しの良い職場環境の構築に取り組むことが重要である。

6 おわりに

複雑化・多様化・高度化する行政課題に的確に対応し、県民の信頼を得ながら、質の高い行政サービスを提供するため、職員においては、これまで培ってきた知識、経験などの自身の力を最大限発揮し、全体の奉仕者としての強い使命感と揺るぎない高い倫理意識を持ってそれぞれの職務に邁進することが求められており、任命権者においては、職員一人一人が能力を十分に発揮し、やりがいや存在意義を持って職務を遂行することができる職場環境を整備することが求められている。

そのような中で、職員は、県民の生活を守り、安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年、職員の給与決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与している。

本年の勧告は、公民較差を解消するため、月例給及び特別給の引上げを行うものとなった。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会の給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別記（人事院の報告及び勧告）

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分^(注)103円〕^(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中で職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請



【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開

業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当について

ア イ以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（特定管理職員にあっては、それぞれ1.2月分）とすること。

イ 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

2 任期付研究員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。

別表第1

イ 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		149,800	198,200	234,100	265,700	290,400	318,700	407,600	457,900	521,200
2		150,900	200,000	235,700	267,400	292,600	320,900	410,000	461,000	524,100
3		152,100	201,800	237,200	268,900	294,700	323,200	412,500	464,000	527,200
4		153,200	203,600	238,700	270,700	296,700	325,400	414,900	467,000	530,300
5		154,300	205,100	240,000	272,400	298,500	327,600	416,800	470,000	533,400
6		155,400	206,900	241,600	274,200	300,500	329,600	419,100	473,000	535,700
7		156,500	208,700	243,100	276,000	302,300	331,800	421,200	476,000	538,200
8		157,600	210,500	244,600	278,000	303,700	334,000	423,400	479,100	540,600
9		158,600	212,100	245,700	279,900	305,600	335,900	425,400	481,800	543,000
10		160,000	213,900	247,200	281,900	307,900	338,100	427,500	484,900	544,800
11		161,300	215,700	248,700	283,800	310,100	340,100	429,600	487,900	546,600
12		162,600	217,500	250,000	285,700	312,400	342,300	431,700	491,000	548,500
13		163,800	218,900	251,500	287,600	314,500	344,100	433,400	493,700	550,200
14		165,300	220,700	252,700	289,400	316,600	346,100	435,200	496,000	551,600
15		166,800	222,400	254,000	290,900	318,800	348,100	437,200	498,300	552,900
16		168,400	224,200	255,200	292,100	320,900	350,100	439,200	500,600	554,000
17		169,500	225,800	256,500	293,900	322,800	351,800	441,100	502,700	555,300
18		170,900	227,500	257,900	295,900	324,800	353,800	442,900	504,100	556,300
19		172,300	229,100	259,300	298,000	326,800	355,600	444,700	505,600	557,200
20		173,700	230,600	260,800	300,000	328,800	357,500	446,400	507,000	558,100
21		175,000	231,900	262,400	301,900	330,500	359,400	448,200	508,200	559,000
22		177,500	233,500	264,100	304,000	332,600	361,300	449,700	509,600	
23		180,000	235,100	265,700	306,000	334,600	363,300	451,100	511,100	
24		182,500	236,600	267,300	308,100	336,700	365,200	452,600	512,600	
25		184,900	240,000	269,100	309,800	338,100	367,200	454,000	513,700	
26		186,600	241,600	270,900	311,900	340,000	369,100	455,300	514,800	
27		188,200	243,100	272,600	313,900	341,900	371,100	456,600	516,000	
28		189,900	244,600	274,300	315,900	343,800	373,100	457,800	517,200	
29		191,400	245,700	275,900	317,600	345,400	374,600	458,800	518,200	
30		193,100	247,200	277,600	319,600	347,300	376,400	459,500	519,100	
31		194,900	248,700	279,400	321,700	349,200	378,200	460,300	520,000	
32		196,600	250,000	280,700	323,800	351,000	379,800	461,000	520,900	
33		198,200	251,500	281,900	325,000	352,900	381,600	461,700	521,700	
34		199,600	252,700	283,600	327,000	354,700	384,300	462,500	522,600	
35		201,100	254,000	285,200	328,900	356,500	386,900	463,200	523,300	
36		202,600	255,200	286,900	331,000	358,200	389,600	463,800	523,800	
37		205,100	256,500	288,500	332,900	359,600	392,000	464,300	524,500	
38		206,900	257,900	290,200	334,800	360,900	394,300	464,900	525,100	
39		208,700	259,300	292,000	336,800	362,300	396,500	465,500	525,900	
40		210,500	260,800	293,800	338,700	363,700	398,900	466,100	526,500	
41		212,100	262,400	295,300	340,600	367,200	400,700	466,600	527,000	
42		213,900	264,100	297,000	342,500	369,100	402,700	467,100		
43		215,700	265,700	298,500	344,300	371,100	404,600	467,500		
44		217,500	267,300	300,100	346,200	373,100	406,400	467,800		
45		218,900	269,100	301,900	347,700	374,600	408,300	468,100		
46		220,700	270,900	304,000	349,100	376,400	410,100			
47		222,400	272,600	306,000	350,600	378,200	411,900			
48		224,200	274,300	308,100	352,100	379,800	413,800			

再任 用職 員以 外の 職員	49	225,800	275,900	309,800	353,700	381,600	415,600
	50	227,500	277,600	311,900	354,500	383,000	417,100
	51	229,100	279,400	313,900	355,700	384,500	418,600
	52	230,600	280,700	315,900	356,700	386,100	420,200
	53	231,900	281,900	317,600	359,600	387,500	421,800
	54	233,500	283,600	319,600	360,900	388,700	423,100
	55	235,100	285,200	321,700	362,300	389,900	424,400
	56	236,600	286,900	323,800	363,700	391,000	425,600
	57	237,600	288,500	325,000	365,000	392,100	426,800
	58	239,100	290,200	327,000	365,900	393,300	428,100
	59	240,400	292,000	328,900	367,000	394,500	429,400
	60	241,600	293,800	331,000	368,100	395,600	430,600
	61	242,800	295,300	332,900	368,900	396,300	431,800
	62	243,800	297,000	334,800	369,800	397,000	432,600
	63	244,800	298,500	336,800	370,700	397,700	433,400
	64	245,800	300,100	338,700	371,600	398,400	434,200
	65	246,900	301,700	340,600	372,500	399,000	434,800
	66	247,800	303,400	342,500	373,300	399,600	435,500
	67	248,700	305,000	344,300	374,100	400,100	436,200
	68	249,700	306,700	346,200	374,900	400,500	436,900
	69	250,600	307,600	347,700	375,600	400,900	437,700
	70	251,900	309,100	349,100	376,300	401,200	438,500
	71	253,100	310,600	350,600	377,000	401,500	438,900
	72	254,400	312,200	352,100	377,700	401,800	439,600
	73	255,700	313,800	353,700	378,200	402,100	440,100
	74	257,100	315,400	354,500	378,800	402,400	440,500
	75	258,300	317,000	355,700	379,400	402,700	440,900
	76	259,500	318,500	356,700	380,100	403,000	441,300
	77	260,600	320,000	357,600	380,500	403,300	441,700
	78	261,800	321,200	358,700	381,200	403,600	442,100
	79	263,100	322,400	359,600	381,800	403,900	442,500
	80	264,000	323,600	360,700	382,400	404,200	442,800
	81	265,100	324,300	361,600	382,800	404,500	443,100
	82	266,100	325,200	362,300	383,400	404,800	443,500
	83	267,300	326,000	363,000	384,000	405,100	443,800
	84	268,400	326,800	363,700	384,600	405,400	444,100
	85	269,400	327,700	364,100	385,000	405,600	444,400
	86	270,400	328,100	364,700	385,500	405,900	
	87	271,500	328,800	365,400	386,000	406,200	
	88	272,600	329,600	366,100	386,600	406,500	
	89	273,500	330,400	366,400	386,900	406,700	
	90	274,500	331,100	367,100	387,300	407,000	
	91	275,400	331,800	367,800	387,700	407,300	
	92	276,500	332,500	368,500	388,100	407,500	
	93	277,600	333,000	368,800	388,400	407,700	
	94		333,600	369,400	388,700	408,000	
	95		334,100	370,100	389,000	408,300	
	96		334,700	370,700	389,300	408,500	
	97		335,000	371,000	389,500	408,700	
	98		335,500	371,600	389,800	409,000	
	99		335,900	372,300	390,100	409,300	
	100		336,400	372,900	390,300	409,500	

101		336,800	373,300	390,500	409,700					
102		337,300	373,800	390,800	410,000					
103		337,800	374,400	391,100	410,300					
104		338,300	374,900	391,300	410,500					
105		338,600	375,400	391,500	410,700					
106		339,000	376,000	391,800						
107		339,500	376,500	392,100						
108		339,900	376,800	392,300						
109		340,200	377,200	392,500						
110		340,600	377,700	392,800						
111		341,100	378,100	393,100						
112		341,500	378,500	393,300						
113		341,700	378,900	393,500						
114		342,100	379,400	393,800						
115		342,600	379,800	394,100						
116		343,000	380,200	394,300						
117		343,200	380,500	394,500						
118		343,600	380,900	394,800						
119		344,000	381,300	395,100						
120		344,300	381,700	395,300						
121		344,600	382,000	395,500						
122		345,000	382,400							
123		345,400	382,800							
124		345,800	383,100							
125		346,300	383,400							
126		346,700	383,800							
127		347,100	384,100							
128		347,500	384,400							
129		348,000	384,700							
130		348,400	385,000							
131		348,700	385,300							
132		349,000	385,600							
133		349,500	385,900							
134			386,200							
135			386,500							
136			386,800							
137			387,000							
138			387,300							
139			387,600							
140			387,800							
141			388,000							
再任用職員	214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300	389,400	440,500	520,900	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 医師職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,300	338,100	400,100	471,200
	2	255,800	341,100	403,000	473,500
	3	258,300	343,900	405,600	475,700
	4	260,800	346,800	408,300	478,000
	5	263,000	349,500	410,700	480,200
	6	266,800	352,500	413,000	482,400
	7	270,600	355,600	415,100	484,600
	8	274,400	358,400	416,800	486,800
	9	278,000	360,800	419,000	488,800
	10	282,000	363,400	421,700	490,900
	11	286,000	366,100	424,300	493,000
	12	290,000	368,900	427,000	495,100
	13	293,700	371,800	429,400	497,200
	14	297,700	375,300	431,900	499,300
	15	301,600	378,300	434,300	501,400
	16	305,400	381,900	436,800	503,500
	17	309,000	385,300	438,800	505,600
	18	312,500	388,000	441,200	507,600
	19	316,000	390,500	443,500	509,600
	20	319,500	393,100	445,900	511,600
	21	323,100	395,800	447,400	513,400
	22	326,800	398,000	449,800	515,200
	23	330,200	399,900	452,100	517,100
	24	333,500	401,300	454,400	519,000
	25	337,000	403,300	456,400	520,700
	26	339,500	405,600	458,700	522,500
	27	342,100	407,800	460,900	524,300
	28	344,400	410,100	463,200	526,100
	29	346,800	412,400	465,300	527,700
	30	348,600	414,500	467,600	529,500
	31	350,400	416,500	469,900	531,300
	32	352,400	418,600	472,100	533,100
	33	354,600	420,500	474,100	534,700
	34	356,900	422,300	476,200	536,500
	35	359,000	424,100	478,300	538,200
	36	361,300	426,100	480,400	540,000
	37	363,400	428,000	482,500	541,600
	38	365,800	430,000	484,300	543,200
	39	368,000	431,900	486,100	544,600
	40	370,000	433,900	487,900	546,200
	41	372,200	435,700	489,600	547,700
	42	373,200	437,500	491,400	549,100
	43	374,000	439,200	493,200	550,500
	44	374,500	441,000	495,000	551,800

再任 職 員 以 外 の 職 員	45	375,700	442,800	496,600	553,000
	46	377,100	444,600	498,300	554,000
	47	378,600	446,400	500,100	555,000
	48	380,100	448,100	501,900	556,000
	49	381,200	449,900	503,500	557,000
	50	382,200	451,600	504,800	557,900
	51	383,200	453,400	506,100	558,800
	52	384,000	455,200	507,400	559,700
	53	384,900	457,100	508,400	560,500
	54	385,800	458,300	509,700	561,400
	55	386,500	459,500	511,000	562,300
	56	387,400	460,700	512,300	563,200
	57	388,100	461,900	513,300	564,100
	58	389,000	462,900	514,100	565,000
	59	389,800	463,900	514,900	565,900
	60	390,600	464,900	515,700	566,600
	61	391,100	465,700	516,600	567,500
	62	391,600	466,400	517,400	568,400
	63	392,000	467,100	518,300	569,300
	64	392,500	467,800	519,100	570,200
	65	392,800	468,500	520,000	571,100
	66		469,200	520,900	
	67		469,900	521,600	
	68		470,500	522,500	
	69		470,800	523,400	
	70		471,500	524,200	
	71		472,200	525,100	
	72		472,900	526,000	
	73		473,300	526,800	
	74		473,900	527,700	
	75		474,600	528,600	
	76		475,300	529,300	
	77		475,700	530,100	
	78		476,300	531,000	
	79		476,900	531,900	
	80		477,400	532,800	
	81		478,000	533,600	
	82		478,500	534,500	
	83		479,000	535,400	
	84		479,500	536,300	
	85		479,900	537,100	
	86		480,500	538,000	
	87		480,900	538,900	
	88		481,400	539,800	
	89		481,900	540,600	
	90		482,500		
	91		483,100		
	92		483,500		

	93		484,000		
	94		484,600		
	95		485,200		
	96		485,800		
	97		486,300		
再任用職員		295,700	338,100	392,500	465,500

備考 この表は、本庁、保健福祉環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 看護師職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,600	196,700	243,300	265,400	288,100	329,600
	2	171,000	198,600	245,100	266,300	289,700	331,700
	3	172,500	200,600	246,900	267,200	291,300	333,700
	4	173,900	202,500	248,700	268,100	293,100	335,900
	5	175,300	204,600	250,100	268,600	294,700	337,900
	6	176,800	206,600	251,400	269,600	296,500	340,000
	7	178,300	208,800	252,500	270,300	298,200	342,100
	8	179,800	210,900	253,800	271,200	299,900	344,200
	9	181,000	212,900	254,600	272,300	301,600	345,700
	10	182,700	214,300	255,500	272,900	303,200	347,700
	11	184,300	215,700	256,400	273,900	304,500	349,600
	12	185,800	216,900	257,200	274,900	305,600	351,600
	13	187,200	218,300	258,300	275,900	307,100	353,500
	14	189,200	219,700	259,300	276,900	308,700	355,600
	15	191,200	221,200	260,100	277,900	310,500	357,700
	16	193,200	222,400	261,000	279,000	312,300	359,700
	17	195,200	223,800	261,500	280,300	314,000	361,700
	18	197,200	225,300	262,400	281,500	315,600	363,700
	19	199,200	226,800	263,200	282,500	317,300	365,800
	20	201,200	228,300	264,000	283,700	319,000	367,900
	21	203,200	229,400	264,900	285,200	320,400	369,600
	22	205,100	231,100	265,600	286,800	321,900	371,700
	23	207,200	232,800	266,500	288,100	323,400	373,800
	24	209,300	234,400	267,300	289,400	324,900	375,800
	25	210,900	235,700	268,300	290,500	326,300	377,800
	26	212,200	237,400	269,100	292,100	327,700	379,400
	27	213,400	239,100	270,000	293,800	329,200	381,300
	28	214,700	240,800	271,000	295,100	330,800	383,200
	29	215,900	242,400	272,200	296,100	331,900	385,000
	30	217,000	243,800	273,400	297,500	333,400	386,700
	31	218,300	245,100	274,900	298,900	334,800	388,600
	32	219,400	246,200	276,200	300,400	336,300	390,400
	33	220,700	247,200	277,700	301,800	337,900	392,100
	34	222,000	248,300	279,100	303,300	339,400	393,800
	35	223,300	249,200	280,300	304,900	341,000	395,600
	36	224,600	250,200	281,500	306,500	342,500	397,300
	37	225,700	250,900	283,000	307,800	344,200	398,900
	38	227,100	251,900	284,200	309,200	345,800	400,600
	39	228,400	252,800	285,600	310,600	347,300	402,400
	40	229,800	253,800	286,600	312,200	348,900	404,200
	41	230,700	254,200	287,600	313,700	350,100	405,700
	42	232,100	255,100	288,900	315,100	351,600	407,200
	43	233,400	255,900	290,200	316,500	353,100	408,700
	44	234,800	256,600	291,600	318,000	354,500	410,000

	45	236,000	257,400	292,900	318,800	356,100	411,100
	46	237,400	258,100	294,300	320,200	357,100	412,200
	47	238,700	259,000	295,800	321,600	358,600	413,300
	48	240,000	259,800	297,300	323,100	359,900	414,500
	49	240,900	260,600	298,400	324,200	361,300	415,800
	50	242,000	261,500	299,700	325,600	362,700	416,900
	51	243,000	262,400	300,900	326,900	364,000	418,100
	52	244,000	263,400	302,300	328,200	365,400	419,200
	53	244,700	264,500	303,700	329,600	366,900	420,400
	54	245,700	265,700	305,000	331,000	368,100	421,400
	55	246,600	267,000	306,400	332,400	369,200	422,500
	56	247,500	268,300	307,800	333,700	370,400	423,600
	57	248,200	269,700	308,600	334,600	371,500	424,700
	58	249,200	271,200	309,800	335,900	372,400	425,200
	59	249,800	272,600	311,000	337,100	373,400	425,800
	60	250,600	274,000	312,400	338,400	374,400	426,200
	61	251,400	275,300	313,500	339,500	375,000	426,800
	62	252,200	276,600	314,800	340,400	375,800	427,300
	63	253,000	278,000	316,100	341,600	376,600	427,700
	64	253,800	278,900	317,300	342,900	377,400	428,200
	65	254,500	280,000	318,600	344,000	378,100	428,800
	66	255,200	281,300	319,900	345,200	378,800	429,200
	67	256,000	282,600	321,200	346,400	379,600	429,500
	68	256,700	283,900	322,500	347,500	380,300	429,800
	69	257,500	285,000	323,200	348,500	380,900	430,200
	70	258,300	286,500	324,300	349,500	381,500	430,600
	71	259,200	288,000	325,400	350,600	382,200	430,900
	72	260,200	289,400	326,300	351,700	382,800	431,200
	73	261,500	290,400	327,600	352,500	383,500	431,500
	74	262,800	291,800	328,300	353,600	384,000	431,800
	75	263,900	293,000	329,400	354,700	384,600	432,100
	76	265,000	294,300	330,600	355,800	385,100	432,400
	77	265,900	295,700	331,700	356,500	385,500	432,700
	78	266,900	297,000	332,900	357,300	386,100	
	79	268,100	298,200	334,000	358,100	386,600	
	80	268,900	299,500	335,200	358,800	386,900	
	81	269,800	300,000	336,300	359,400	387,200	
	82	270,700	301,200	337,400	359,900	387,700	
	83	271,700	302,300	338,400	360,500	388,100	
	84	272,600	303,500	339,500	361,000	388,400	
	85	273,400	304,600	340,400	361,600	388,700	
	86	274,200	305,800	341,400	362,100	389,200	
	87	275,100	307,000	342,300	362,700	389,700	
	88	276,000	308,100	343,300	363,200	390,100	
	89	276,800	309,400	344,300	363,600	390,400	
	90	277,700	310,600	345,100	364,000	390,800	
	91	278,500	311,800	345,900	364,600	391,300	
	92	279,500	313,000	346,700	365,100	391,700	

再任職員以外の職員

93	280,400	313,800	347,300	365,400	392,100
94	281,400	314,500	347,900	365,900	392,500
95	282,300	315,200	348,600	366,300	392,900
96	283,300	315,800	349,200	366,600	393,300
97	283,900	316,500	349,600	367,200	393,600
98	284,700	316,800	350,000	367,700	394,000
99	285,300	317,400	350,500	368,200	394,400
100	286,200	318,100	350,900	368,700	394,700
101	287,000	318,500	351,400	369,300	395,000
102	287,800	319,100	351,800	369,800	395,400
103	288,600	319,700	352,300	370,300	395,700
104	289,400	320,300	352,700	370,700	396,000
105	290,100	320,700	353,000	371,300	396,300
106	290,600	321,200	353,500	371,800	396,600
107	291,100	321,700	353,900	372,300	396,900
108	291,600	322,200	354,200	372,800	397,200
109	291,800	322,600	354,700	373,400	397,500
110	292,100	323,000	355,200	373,800	
111	292,300	323,300	355,700	374,300	
112	292,700	323,600	356,200	374,800	
113	293,000	324,000	356,700	375,400	
114	293,200	324,400	357,200	375,900	
115	293,600	324,800	357,700	376,400	
116	293,900	325,100	358,100	376,800	
117	294,200	325,300	358,500	377,200	
118	294,500	325,600	358,900	377,600	
119	294,800	326,000	359,400	378,000	
120	295,200	326,200	359,900	378,400	
121	295,500	326,400	360,300	378,800	
122	295,900	326,700	360,800		
123	296,200	327,000	361,300		
124	296,600	327,300	361,800		
125	296,800	327,500	362,100		
126	297,000	327,800			
127	297,300	328,200			
128	297,700	328,400			
129	297,900	328,600			
130	298,200	328,800			
131	298,600	329,200			
132	299,000	329,400			
133	299,200	329,700			
134	299,500	330,100			
135	299,900	330,500			
136	300,200	330,900			
137	300,400	331,200			
138	300,700	331,600			
139	301,100	332,000			
140	301,400	332,400			

141	301,600	332,700				
142	302,000	333,100				
143	302,400	333,400				
144	302,700	333,800				
145	302,900	334,100				
146	303,100	334,500				
147	303,400	334,900				
148	303,800	335,300				
149	304,000	335,600				
150	304,200	336,000				
151	304,500	336,400				
152	304,800	336,800				
153	305,200	337,100				
154	305,400					
155	305,600					
156	305,900					
157	306,200					
158	306,500					
159	306,800					
160	307,100					
161	307,500					
162	307,800					
163	308,100					
164	308,400					
165	308,800					
166	309,100					
167	309,400					
168	309,700					
169	310,100					
再任用職員	234,600	254,900	262,100	272,300	288,600	325,700

備考 この表は、こども療育センター新光園等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

二 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	284,400	333,200	388,300
	2	151,200	201,100	286,800	335,400	391,200
	3	152,400	203,500	289,100	337,400	393,800
	4	153,500	206,000	291,400	339,300	396,600
	5	154,600	208,500	293,700	341,000	398,700
	6	155,900	210,800	295,600	342,700	401,400
	7	157,200	213,100	297,600	344,300	404,100
	8	158,500	215,300	299,300	345,400	406,800
	9	159,500	217,400	301,100	347,100	409,300
	10	161,200	219,700	303,500	349,100	411,900
	11	162,800	222,200	305,800	351,200	414,600
	12	164,400	224,500	308,300	353,100	417,400
	13	165,800	226,500	310,400	355,100	420,000
	14	167,700	228,900	312,800	357,000	422,700
	15	169,600	231,400	315,200	358,800	425,500
	16	171,600	233,800	317,900	360,700	428,200
	17	173,200	236,000	320,300	362,400	430,700
	18	175,300	238,800	322,500	364,300	433,300
	19	177,400	241,700	324,500	366,000	435,800
	20	179,400	244,600	326,500	368,000	438,400
	21	181,500	247,100	328,600	369,500	440,900
	22	183,700	249,800	330,200	371,500	443,500
	23	185,900	252,300	331,600	373,200	446,100
	24	188,100	255,000	332,800	375,100	448,600
	25	190,100	257,500	334,700	376,500	450,800
	26	192,300	259,900	336,600	378,200	453,100
	27	194,400	262,200	338,400	380,100	455,600
	28	196,500	264,300	340,200	382,000	458,100
	29	208,500	266,800	342,100	383,700	460,600
	30	210,800	268,900	343,800	385,600	463,100
	31	213,100	270,800	345,300	387,500	465,600
	32	215,300	272,800	347,000	389,400	468,100
	33	217,400	274,500	348,200	391,000	470,400
	34	219,700	276,500	349,600	392,800	472,800
	35	222,200	278,500	350,900	394,400	475,200
	36	224,500	280,300	352,400	396,200	477,700
	37	226,500	282,200	353,600	397,400	480,100
	38	228,900	283,300	355,000	398,900	482,600
	39	231,400	284,500	356,200	400,300	485,000
	40	233,800	285,700	357,600	401,700	487,500
	41	236,000	286,900	358,300	403,100	489,800
	42	238,800	287,600	359,400	404,400	492,000
	43	241,700	288,200	360,600	405,900	494,200
	44	244,600	288,900	361,700	407,500	496,400
	45	247,100	292,100	362,800	408,900	498,100
	46	249,800	294,200	364,000	410,100	499,600
	47	252,300	296,200	365,300	411,700	501,200
	48	255,000	298,200	366,400	413,300	502,700

	49	257,500	300,200	367,500	414,600	504,400
	50	259,900	302,700	368,800	416,000	505,800
	51	262,200	305,300	370,100	417,500	507,200
	52	264,300	308,100	371,400	418,900	508,700
	53	266,800	310,100	372,100	420,300	509,800
	54	268,900	312,500	373,100	421,700	511,000
	55	270,800	314,900	374,000	423,100	512,200
	56	272,800	317,600	375,000	424,500	513,400
	57	274,500	319,900	375,800	425,600	514,300
	58	276,500	321,800	376,600	426,900	515,300
再任 用職 員以 外の 職員	59	278,500	323,600	377,300	428,300	516,300
	60	280,300	325,400	378,000	429,600	517,300
	61	282,200	327,600	378,600	430,400	518,400
	62	283,300	329,300	379,300	431,300	519,300
	63	284,500	331,200	380,200	432,300	520,000
	64	285,700	332,800	381,100	433,200	520,700
	65	286,900	334,700	381,700	434,100	521,500
	66	287,600	336,600	382,500	434,900	522,300
	67	288,200	338,400	383,300	435,500	523,100
	68	288,900	340,200	384,100	436,300	523,900
	69	289,600	342,100	384,700	436,700	524,600
	70	290,700	343,800	385,400	437,300	525,400
	71	291,800	345,300	386,100	437,800	526,200
	72	292,900	347,000	386,800	438,300	527,000
	73	294,100	348,200	387,500	438,800	527,700
	74	295,300	349,600	388,100	439,300	
	75	296,300	350,900	388,700	439,800	
	76	297,200	352,400	389,400	440,300	
	77	298,300	353,600	390,100	440,700	
	78	299,300	355,000	390,700	441,200	
79	300,500	356,200	391,300	441,600		
80	301,200	357,600	391,900	442,000		
81	301,700	358,300	392,500	442,400		
82	302,500	359,400	393,100	442,800		
83	303,500	360,600	393,700	443,200		
84	304,400	361,700	394,300	443,600		
85	305,300	362,800	394,800	443,900		
86	306,400	364,000	395,300	444,300		
87	307,500	365,300	395,800	444,600		
88	308,600	366,400	396,500	444,900		
89	309,400	367,500	396,900	445,200		
90	310,500	368,800				
91	311,400	370,100				
92	312,400	371,400				
93	313,400	372,100				
94	314,400	373,100				
95	315,500	374,000				
96	316,600	375,000				
97	317,100	375,800				
98	318,100	376,600				
99	319,200	377,300				
100	320,300	378,000				

101	321,400	378,600			
102	322,400	379,300			
103	323,300	380,200			
104	324,200	381,100			
105	325,300	381,700			
106	326,100	382,500			
107	326,800	383,300			
108	327,600	384,100			
109	328,100	384,700			
110	328,600	385,400			
111	329,100	386,100			
112	329,600	386,800			
113	329,900	387,500			
114	330,400	388,100			
115	330,900	388,700			
116	331,400	389,400			
117	331,700	390,100			
118	332,100	390,700			
119	332,600	391,300			
120	333,100	391,900			
121	333,600	392,500			
再任用職員	217,000	258,200	283,000	325,400	383,900

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ホ 特定獣医師職給料表

職員の区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
	1	170,500	238,200	280,400	294,700	319,000	362,400	407,600
	2	172,000	240,100	282,600	296,900	321,200	365,000	410,000
	3	173,600	242,100	284,900	299,200	323,500	367,400	412,500
	4	175,200	243,800	287,200	301,500	325,700	370,000	414,900
	5	176,700	245,800	289,500	303,700	327,900	371,900	416,800
	6	179,000	247,900	291,900	305,900	329,900	374,400	419,100
	7	181,300	249,700	294,300	308,200	332,100	376,700	421,200
	8	183,600	251,600	296,900	310,600	334,300	379,200	423,400
	9	185,500	253,500	298,800	312,500	336,100	381,600	425,400
	10	187,200	255,100	301,300	314,800	338,200	384,300	427,500
	11	188,800	256,600	303,400	316,800	340,100	386,900	429,600
	12	190,500	258,000	305,700	319,000	342,200	389,600	431,700
	13	192,200	259,400	308,000	321,100	344,200	392,000	433,400
	14	193,900	261,200	310,000	323,100	346,200	394,300	435,200
	15	195,700	263,100	311,700	325,000	348,200	396,500	437,200
	16	197,400	264,700	313,100	326,700	350,200	398,900	439,200
	17	199,300	266,200	314,900	328,500	352,000	400,700	441,100
	18	201,100	267,900	317,100	330,500	353,900	402,700	442,900
	19	202,900	269,600	319,300	332,600	355,800	404,600	444,700
	20	204,700	271,500	321,400	334,600	357,800	406,400	446,400
	21	206,200	273,800	323,200	336,400	359,500	408,300	448,200
	22	208,000	276,000	325,200	338,300	361,300	410,100	449,700
	23	209,800	277,900	327,300	340,300	363,300	411,900	451,100
	24	211,600	280,100	329,300	342,300	365,200	413,800	452,600
	25	213,200	281,900	331,000	344,100	367,200	415,600	454,000
	26	215,000	284,100	333,100	346,100	369,100	417,100	455,300
	27	216,800	286,000	335,000	348,100	371,100	418,600	456,600
	28	218,600	287,900	337,100	350,100	373,100	420,200	457,800
	29	220,000	290,000	338,800	351,900	375,000	421,800	458,800
	30	221,800	291,700	340,700	353,800	376,900	423,100	459,500
	31	223,500	293,600	342,500	355,700	378,800	424,400	460,300
	32	225,300	295,100	344,400	357,500	380,500	425,600	461,000
	33	226,700	296,500	345,600	358,800	381,900	426,800	461,700
	34	228,400	298,000	347,500	360,500	383,500	428,100	462,500
	35	230,000	299,500	349,400	362,200	385,000	429,400	463,200
	36	231,500	300,900	351,300	364,000	386,600	430,600	463,800
	37	232,800	302,400	353,000	365,600	388,100	431,800	464,300
	38	234,300	303,900	354,800	366,900	389,000	432,600	464,900
	39	235,800	305,400	356,600	368,400	390,100	433,400	465,500
	40	237,200	307,000	358,400	369,800	391,100	434,200	466,100
	41	238,100	308,400	360,200	371,200	392,100	434,800	466,600
	42	239,500	309,900	361,600	372,500	393,300	435,500	467,100
	43	240,500	311,300	363,100	373,800	394,500	436,200	467,500
	44	241,900	312,900	364,500	375,100	395,600	436,900	467,800

再任職員以外の職員	45	243,200	314,400	365,500	376,000	396,500	437,700	468,100
	46	244,200	316,000	366,600	376,900	397,200	438,500	
	47	245,200	317,500	367,700	377,800	397,900	438,900	
	48	246,300	319,000	368,700	378,700	398,600	439,600	
	49	247,500	320,000	369,600	379,400	399,100	440,100	
	50	248,300	321,600	369,900	379,800	399,600	440,500	
	51	249,200	323,100	370,400	380,300	400,100	440,900	
	52	250,100	324,600	370,900	380,700	400,500	441,300	
	53	251,100	325,800	371,300	381,100	400,900	441,700	
	54	252,400	327,400	371,900	381,600	401,200	442,100	
	55	253,600	328,900	372,500	382,000	401,500	442,500	
	56	254,900	330,400	373,100	382,500	401,800	442,800	
	57	256,200	331,600	373,700	382,900	402,100	443,100	
	58	257,600	333,200	374,300	383,400	402,400	443,500	
	59	258,800	334,700	374,900	383,800	402,700	443,800	
	60	260,000	336,200	375,500	384,300	403,000	444,100	
	61	261,000	337,400	375,900	384,600	403,300	444,400	
	62	262,100	339,000	376,400	385,000	403,600		
	63	263,300	340,500	377,000	385,500	403,900		
	64	264,100	342,000	377,600	385,900	404,200		
	65	265,100	343,200	378,100	386,300	404,500		
	66	266,100	344,800	378,700	386,800	404,800		
	67	267,200	346,300	379,000	387,100	405,100		
	68	268,200	347,800	379,500	387,500	405,400		
	69	269,400	349,000	380,100	387,900	405,600		
	70	270,400	350,200	380,600	388,300	405,900		
	71	271,500	351,400	381,100	388,700	406,200		
	72	272,600	352,600	381,600	389,100	406,500		
	73	273,500	353,600	382,100	389,400	406,700		
	74	274,500	354,600	382,600	389,800	407,000		
	75	275,400	355,500	383,100	390,200	407,300		
	76	276,500	356,500	383,500	390,500	407,500		
	77	277,600	357,400	383,900	390,800	407,700		
	78	278,600	358,100	384,200	391,100	408,000		
	79	279,400	358,900	384,500	391,400	408,300		
	80	280,400	359,700	384,700	391,600	408,500		
	81	280,900	360,300	384,900	391,800	408,700		
	82	281,800	360,800	385,200	392,100	409,000		
	83	282,600	361,400	385,500	392,400	409,300		
	84	283,500	361,900	385,700	392,600	409,500		
	85	284,500	362,400	385,900	392,800	409,700		
	86	285,300	362,600	386,200	393,100	410,000		
	87	286,100	363,200	386,500	393,400	410,300		
	88	286,900	363,800	386,700	393,600	410,500		
	89	287,700	364,100	386,900	393,800	410,700		
	90	288,200	364,600	387,200	394,100	411,000		
	91	288,600	365,000	387,500	394,400	411,300		
	92	289,100	365,500	387,700	394,600	411,500		

	93	289,500	366,000	387,900	394,800	411,700		
	94		366,500	388,200	395,100	412,000		
	95		367,000	388,500	395,400	412,300		
	96		367,400	388,700	395,600	412,500		
	97		367,600	388,900	395,800	412,700		
	98		368,000	389,200	396,100			
	99		368,500	389,500	396,400			
	100		368,900	389,700	396,600			
	101		369,200	389,900	396,800			
	102			390,200	397,100			
	103			390,500	397,400			
	104			390,700	397,600			
	105			390,900	397,800			
	106			391,200	398,100			
	107			391,500	398,400			
	108			391,700	398,600			
	109			391,900	398,800			
	110				399,100			
	111				399,400			
	112				399,600			
	113				399,800			
再任用職員		240,300	261,600	282,800	293,900	314,900	356,300	389,400

備考 この表は、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に勤務する獣医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

へ 公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,200	189,900	214,800	254,600	296,000	321,000	347,100	381,400
	2	175,900	191,600	216,800	256,400	297,800	323,200	349,300	383,600
	3	177,700	193,400	218,800	258,200	299,600	325,300	351,600	385,500
	4	179,400	195,200	220,800	260,000	301,600	327,300	353,800	387,600
	5	180,800	197,000	222,800	261,700	303,300	329,400	355,800	389,300
	6	182,700	199,100	224,600	263,500	305,200	331,200	357,900	391,300
	7	184,500	201,300	226,600	265,100	307,200	332,900	360,100	393,100
	8	186,400	203,500	228,500	266,800	309,300	334,300	362,300	394,900
	9	188,000	205,500	230,600	267,900	311,100	336,000	364,000	396,600
	10	189,700	207,800	232,400	269,400	313,300	338,300	366,200	398,600
	11	191,400	210,300	234,200	270,700	315,400	340,500	368,200	400,600
	12	193,100	212,600	236,000	271,900	317,400	342,800	370,400	402,700
	13	194,800	214,600	237,800	273,200	319,400	344,800	372,200	404,400
	14	196,800	216,400	239,700	274,500	321,300	346,900	374,300	406,500
	15	198,800	218,200	241,600	275,500	322,900	349,100	376,300	408,500
	16	200,800	220,000	243,500	276,700	324,300	351,200	378,400	410,600
	17	202,900	221,900	245,000	277,400	326,000	353,200	380,000	412,300
	18	205,000	223,600	246,800	278,800	328,300	355,200	382,000	414,000
	19	207,300	225,500	248,600	280,100	330,400	357,200	383,900	415,700
	20	209,600	227,300	250,400	281,400	332,700	359,300	385,900	417,300
	21	211,700	229,000	252,000	282,700	334,600	361,000	387,600	419,000
	22	213,500	230,800	253,300	283,700	336,600	363,000	389,700	420,600
	23	215,200	232,600	254,500	285,000	338,700	364,800	391,800	422,000
	24	217,000	234,400	255,800	286,200	340,700	366,900	393,800	423,500
	25	218,900	236,000	257,000	287,200	342,600	368,600	395,500	424,800
	26	220,600	237,700	258,200	288,800	344,700	370,600	397,500	426,200
	27	222,400	239,400	259,500	290,500	346,600	372,600	399,600	427,700
	28	224,100	241,000	260,600	292,100	348,600	374,600	401,700	429,300
	29	226,000	242,200	261,500	294,000	350,400	376,400	403,200	430,600
	30	227,800	244,000	262,500	295,900	352,500	378,500	405,000	432,300
	31	229,600	245,800	263,700	297,600	354,300	380,600	406,700	434,000
	32	231,400	247,600	264,700	299,400	356,400	382,600	408,400	435,600
	33	233,000	249,000	265,200	301,000	357,800	384,500	410,100	437,000
	34	234,700	250,500	266,400	302,700	359,800	386,600	411,600	438,700
	35	236,400	251,800	267,400	304,500	361,700	388,700	413,200	440,400
	36	238,100	253,200	268,400	306,200	363,800	390,600	414,700	442,000
	37	239,300	254,400	269,200	307,900	365,700	392,300	416,000	443,400
	38	241,100	255,700	270,100	309,500	367,800	393,800	417,500	444,100
	39	242,900	256,900	271,100	311,300	369,800	395,100	419,000	444,800
	40	244,700	257,900	271,900	312,600	371,800	396,500	420,500	445,500
	41	246,100	258,900	272,900	314,000	373,800	397,700	424,800	448,500
	42	247,500	260,000	274,000	315,500	375,900	398,800	426,200	450,300
	43	248,800	261,000	275,000	317,200	378,000	399,800	427,700	452,100
	44	250,000	262,000	275,800	318,900	380,000	400,800	429,300	453,800
	45	251,100	262,600	276,900	320,600	381,700	403,200	430,600	455,400
	46	252,200	263,700	278,300	322,500	383,400	405,000	432,300	457,100
	47	253,200	264,600	279,600	324,400	385,000	406,700	434,000	458,700
	48	254,000	265,700	281,000	326,200	386,700	408,400	435,600	460,500

	49	254,700	266,500	282,700	327,600	388,100	410,100	437,000	462,000
	50	255,600	267,500	284,400	329,200	389,100	411,600	438,700	463,400
	51	256,700	268,500	285,900	330,600	390,100	413,200	440,400	464,900
	52	257,700	269,400	287,300	332,300	391,100	414,700	442,000	466,200
	53	258,200	270,400	288,700	333,800	392,400	416,000	443,400	467,400
	54	259,400	271,100	290,300	335,500	393,500	417,500	444,100	468,100
	55	260,200	272,100	291,900	337,100	394,600	419,000	444,800	468,800
	56	261,300	273,000	293,200	338,900	395,800	420,500	445,500	469,500
	57	262,200	274,000	294,600	339,800	397,100	422,000	445,900	470,000
	58	263,000	275,500	296,200	341,500	397,900	423,300	446,500	470,800
	59	263,800	276,700	297,900	343,100	398,700	424,600	447,200	471,500
	60	264,600	278,100	299,500	344,700	399,400	425,800	447,800	472,100
	61	265,400	279,600	300,900	346,300	399,900	426,800	448,600	472,400
	62	266,000	281,200	302,500	348,000	400,600	427,500	449,300	473,000
	63	266,800	282,500	304,100	349,700	401,300	428,300	449,800	473,500
	64	267,400	284,000	305,600	351,400	402,000	429,100	450,300	474,000
	65	268,500	285,300	306,900	353,000	402,300	429,600	450,800	474,500
	66	269,700	286,500	308,600	354,600	403,000	430,000	451,100	474,900
	67	270,700	287,900	310,000	356,200	403,700	430,400	451,400	475,300
	68	271,600	288,900	311,700	357,800	404,300	430,700	451,800	475,700
	69	272,700	290,400	313,100	359,000	404,700	431,000	452,200	476,000
	70	274,100	291,800	314,500	360,400	405,200	431,400	452,400	476,400
	71	275,300	293,300	315,800	361,700	405,800	431,700	452,700	476,800
	72	276,600	294,600	317,300	363,100	406,300	432,000	452,900	477,100
	73	277,600	295,800	318,000	364,300	406,800	432,300	453,300	477,400
	74	278,800	297,100	319,600	365,500	407,200	432,600	453,500	477,800
	75	280,100	298,400	321,100	366,800	407,700	432,900	453,700	478,100
	76	280,900	299,700	322,800	368,100	408,200	433,200	453,900	478,400
	77	282,000	300,600	324,600	369,400	408,700	433,500	454,300	478,700
	78	283,200	302,100	326,300	370,600	409,200	433,800	454,600	
	79	284,300	303,300	327,900	371,800	409,800	434,100	454,900	
	80	285,000	304,800	329,500	373,000	410,300	434,400	455,100	
	81	286,100	306,100	331,200	374,200	410,700	434,700	455,300	
	82	287,200	307,500	332,900	375,400	411,300	435,000	455,600	
	83	288,300	308,600	334,500	376,500	411,800	435,300	455,900	
	84	289,400	310,000	336,200	377,700	412,000	435,600	456,100	
	85	290,500	310,900	337,600	378,800	412,300	435,800	456,300	
	86	291,700	312,400	339,100	379,400	412,800	436,100	456,600	
	87	292,600	313,700	340,600	379,900	413,100	436,400	456,900	
	88	293,800	315,200	342,100	380,500	413,400	436,700	457,100	
	89	294,800	316,700	343,400	381,100	413,700	436,900	457,300	
	90	296,000	318,200	344,600	381,700	414,100	437,200		
	91	297,100	319,600	345,900	382,300	414,500	437,500		
	92	298,300	321,100	347,200	382,900	414,900	437,800		
	93	298,800	322,400	348,600	383,200	415,200	438,000		
	94	300,100	323,700	350,100	383,700	415,600	438,300		
	95	301,200	325,100	351,600	384,300	416,000	438,600		
	96	302,500	326,400	353,100	384,800	416,300	438,900		
	97	303,600	327,600	354,400	385,200	416,600	439,100		
	98	304,800	328,900	355,600	385,600		439,400		
	99	306,000	330,200	356,700	386,200		439,700		
	100	307,200	331,500	357,900	386,700		440,000		

再任職員以外の職員

101	308,400	332,900	359,000	387,100		440,200			
102	309,400	333,800	360,100	387,600					
103	310,500	334,900	361,200	388,200					
104	311,500	336,100	362,400	388,700					
105	312,300	337,200	363,600	389,000					
106	312,900	338,300	364,100	389,400					
107	313,500	339,300	364,700	389,900					
108	314,200	340,400	365,300	390,200					
109	314,700	341,600	365,900	390,500					
110	315,200	342,600	366,400	391,000					
111	315,700	343,600	366,900	391,500					
112	316,300	344,500	367,400	392,000					
113	317,100	345,400	367,800	392,300					
114	317,800	346,300	368,200	392,800					
115	318,500	347,300	368,800	393,300					
116	319,200	348,300	369,300	393,800					
117	319,800	349,300	369,700	394,100					
118	320,600	349,800	370,200	394,600					
119	321,300	350,400	370,800	395,100					
120	322,100	351,000	371,300	395,600					
121	322,700	351,300	371,500	396,000					
122	323,000	351,700	372,000	396,500					
123	323,500	352,200	372,500	396,900					
124	324,000	352,600	372,900	397,400					
125	324,300	353,000	373,400	397,800					
126		353,400	373,900	398,200					
127		353,900	374,400	398,600					
128		354,300	374,900	399,000					
129		354,700	375,200	399,400					
130		355,100	375,700	399,800					
131		355,500	376,200	400,200					
132		355,900	376,700	400,600					
133		356,100	377,000	400,900					
134		356,600	377,500	401,300					
135		357,000	377,900	401,700					
136		357,300	378,300	402,000					
137		357,600	378,600	402,300					
138		358,000	379,100						
139		358,500	379,600						
140		359,000	380,100						
141		359,300	380,400						
142		359,800							
143		360,300							
144		360,800							
145		361,100							
再任用職員	241,000	252,700	256,800	288,100	304,600	342,300	377,400	409,000	

備考 この表は、警察官に適用する。

ト 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,100	207,100	267,200	331,900	416,400
	2	165,600	208,800	269,600	334,100	418,200
	3	167,100	210,400	271,900	336,200	420,000
	4	168,600	212,100	274,100	338,200	421,700
	5	170,200	213,900	276,500	340,300	423,200
	6	172,100	215,500	278,800	342,100	424,700
	7	173,900	217,200	281,000	343,900	426,600
	8	175,700	218,800	283,100	345,300	428,500
	9	177,400	220,600	285,200	347,000	430,300
	10	179,500	222,500	287,500	349,100	432,100
	11	181,500	224,400	289,800	351,200	434,000
	12	183,400	226,300	291,900	353,300	435,800
	13	185,300	227,800	294,300	355,400	437,500
	14	187,400	229,800	296,100	357,400	439,400
	15	189,500	231,800	298,000	359,400	441,200
	16	191,600	233,800	299,700	361,400	443,100
	17	193,800	235,600	301,500	363,000	444,800
	18	196,100	238,300	303,800	364,900	446,600
	19	198,600	241,000	306,000	366,700	448,400
	20	200,900	243,700	308,400	368,700	450,200
	21	203,300	246,300	310,600	370,300	451,800
	22	204,900	249,100	313,000	372,200	453,500
	23	206,600	251,700	315,200	374,000	455,400
	24	208,300	254,400	317,800	375,900	457,100
	25	209,800	256,700	320,200	377,200	458,800
	26	211,300	259,100	322,500	379,000	460,400
	27	213,000	261,600	324,700	380,800	462,000
	28	214,600	263,800	326,800	382,700	463,500
	29	216,100	266,300	328,900	384,500	465,000
	30	217,800	268,600	330,500	386,400	466,300
	31	219,500	270,800	332,100	388,300	467,600
	32	221,200	272,900	333,500	390,300	468,900
	33	222,600	275,000	335,300	392,000	470,100
	34	224,400	277,200	337,400	393,700	470,800
	35	226,200	279,300	339,500	395,300	471,500
	36	227,900	281,200	341,500	397,100	472,200
	37	229,400	283,500	343,600	398,300	472,800
	38	231,200	285,200	345,700	399,800	473,400
	39	233,000	287,100	347,900	401,200	474,000
	40	234,800	288,900	350,000	402,600	474,600
	41	236,500	290,300	351,900	404,300	475,200
	42	238,200	292,400	354,000	405,700	475,800
	43	239,800	294,400	355,900	407,000	476,300
	44	241,400	296,600	358,000	408,500	476,800

	45	242,600	298,600	359,800	410,100	477,300
	46	243,900	301,000	361,800	411,400	477,800
	47	245,200	303,200	363,700	412,900	478,300
	48	246,300	305,800	365,700	414,500	478,700
	49	247,600	308,000	367,300	416,200	479,100
	50	249,000	310,400	369,100	417,600	
	51	250,200	312,700	371,000	419,200	
	52	251,600	314,900	373,000	420,700	
	53	252,700	317,000	374,800	422,400	
	54	253,900	318,800	376,600	423,900	
	55	255,200	320,400	378,400	425,500	
	56	256,200	321,800	380,100	427,100	
	57	257,500	323,700	381,600	428,600	
	58	258,200	325,800	383,200	430,100	
	59	259,300	327,900	384,900	431,300	
	60	260,300	329,900	386,600	432,500	
	61	261,400	332,000	387,800	433,700	
	62	262,300	334,100	389,200	435,000	
	63	263,400	336,300	390,600	436,300	
	64	264,200	338,500	391,900	437,500	
	65	265,500	340,200	393,300	438,700	
	66	266,900	342,400	394,500	439,900	
	67	268,300	344,400	395,900	441,100	
	68	269,900	346,600	397,300	442,300	
	69	271,200	348,400	398,600	443,500	
	70	272,500	350,300	399,900	444,700	
	71	273,800	352,300	401,300	445,900	
	72	275,100	354,300	402,600	447,100	
	73	276,100	355,900	403,900	448,200	
	74	277,300	357,800	405,300	448,800	
	75	278,600	359,600	406,700	449,300	
	76	279,400	361,500	408,000	449,800	
	77	280,300	363,300	409,200	450,300	
	78	281,300	365,000	410,400	450,800	
	79	282,300	366,700	411,700	451,300	
	80	283,300	368,300	413,100	451,800	
	81	284,400	369,800	414,400	452,200	
	82	285,600	371,300	415,600	452,700	
	83	286,800	372,800	416,600	453,100	
	84	288,000	374,200	417,800	453,500	
	85	289,000	375,300	419,000	453,900	
再任	86	290,100	376,700	420,200	454,300	
用職	87	291,100	378,100	421,400	454,700	
員以	88	292,300	379,400	422,400	455,100	
外の	89	293,400	380,700	423,500	455,400	
職員	90	294,500	382,000	424,500		
	91	295,700	383,200	425,500		
	92	296,900	384,500	426,500		

93	297,400	385,800	427,400
94	298,400	386,900	428,200
95	299,500	388,200	429,000
96	300,700	389,400	429,800
97	301,700	390,800	430,600
98	302,800	391,800	431,000
99	303,800	392,900	431,400
100	304,900	393,900	431,800
101	305,800	394,800	432,200
102	306,900	395,800	432,500
103	308,000	396,900	432,800
104	309,000	398,000	433,100
105	309,600	398,700	433,400
106	310,500	399,600	433,700
107	311,300	400,500	434,000
108	312,100	401,400	434,200
109	313,000	402,200	434,400
110	313,400	403,100	434,700
111	313,800	403,900	435,000
112	314,300	404,700	435,200
113	314,900	405,300	435,400
114	315,300	406,000	435,700
115	315,800	406,700	436,000
116	316,300	407,400	436,200
117	316,900	408,000	436,400
118	317,400	408,500	436,700
119	317,800	408,900	437,000
120	318,300	409,300	437,200
121	318,800	409,700	437,400
122	319,200	410,000	
123	319,700	410,300	
124	320,200	410,500	
125	320,800	410,700	
126	321,100	411,000	
127	321,400	411,300	
128	321,700	411,500	
129	321,900	411,700	
130	322,200	412,000	
131	322,500	412,300	
132	322,800	412,500	
133	323,000	412,700	
134	323,200	413,000	
135	323,400	413,300	
136	323,700	413,500	
137	324,000	413,700	
138	324,200	414,000	
139	324,500	414,300	
140	324,800	414,500	

141	325,000	414,700				
142	325,200	415,000				
143	325,500	415,300				
144	325,700	415,500				
145	326,000	415,700				
146	326,200	416,000				
147	326,500	416,300				
148	326,800	416,500				
149	327,000	416,700				
150	327,200	417,000				
151	327,500	417,300				
152	327,800	417,500				
153	328,000	417,700				
154	328,300					
155	328,600					
156	328,800					
157	329,000					
158	329,300					
159	329,600					
160	329,800					
161	330,000					
162	330,300					
163	330,600					
164	330,800					
165	331,000					
166	331,300					
167	331,600					
168	331,800					
169	332,000					
170	332,300					
171	332,600					
172	332,800					
173	333,000					
174	333,300					
175	333,600					
176	333,800					
177	334,000					
再任用職員	233,500	273,800	302,500	330,600	414,700	

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

千 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,100	179,900	267,200	295,700	406,200
	2	165,600	182,000	269,600	298,300	407,700
	3	167,100	184,100	271,900	301,100	409,200
	4	168,600	186,300	274,100	303,500	410,700
	5	170,200	188,300	276,500	306,000	412,100
	6	172,100	190,300	278,800	308,100	413,500
	7	173,900	192,400	281,000	310,400	415,000
	8	175,700	194,500	283,100	312,500	416,600
	9	177,400	196,700	285,200	314,600	418,000
	10	179,500	199,300	287,500	316,900	419,400
	11	181,500	201,900	289,800	319,300	420,800
	12	183,400	204,500	291,900	321,800	422,100
	13	185,300	207,100	294,300	324,200	423,400
	14	187,400	208,800	296,100	326,100	424,800
	15	189,500	210,400	298,000	328,000	426,200
	16	191,600	212,100	299,700	330,100	427,600
	17	193,800	213,900	301,500	331,900	428,800
	18	196,100	215,500	303,800	334,100	430,100
	19	198,600	217,200	306,000	336,200	431,300
	20	200,900	218,800	308,400	338,200	432,600
	21	203,300	220,600	310,600	340,300	433,700
	22	204,900	222,500	313,000	342,100	434,900
	23	206,600	224,400	315,200	343,900	436,200
	24	208,300	226,300	317,800	345,300	437,500
	25	209,800	227,800	320,200	347,000	438,800
	26	211,200	229,800	322,500	348,800	440,000
	27	212,800	231,800	324,700	350,700	441,000
	28	214,300	233,800	326,800	352,600	442,100
	29	216,000	235,600	328,900	354,400	443,300
	30	217,700	238,300	330,500	356,200	444,100
	31	219,400	241,000	332,100	357,900	444,900
	32	221,100	243,700	333,500	359,800	445,800
	33	222,400	246,300	335,300	361,100	446,700
	34	224,100	249,100	337,400	362,800	447,200
	35	225,800	251,700	339,500	364,300	447,700
	36	227,400	254,400	341,500	366,100	448,200
	37	228,800	256,700	343,500	368,000	448,700
	38	230,500	259,100	345,400	369,500	449,200
	39	232,200	261,600	347,400	370,800	449,700
	40	233,900	263,800	349,300	372,400	450,100
	41	235,500	266,300	350,800	373,500	450,500
	42	237,200	268,600	352,600	374,900	450,900
	43	238,800	270,800	354,200	376,300	451,300
	44	240,400	272,900	355,900	377,800	451,700

	45	242,000	275,000	357,700	379,200	452,100
	46	243,500	277,200	359,400	380,800	452,500
	47	244,800	279,300	360,700	382,400	452,900
	48	246,100	281,200	362,300	383,900	453,300
	49	247,200	283,500	363,500	385,300	453,600
	50	248,500	285,200	365,000	386,800	
	51	249,900	287,100	366,600	388,300	
	52	251,000	288,900	368,200	389,700	
	53	252,100	290,300	369,600	390,900	
	54	253,500	292,400	371,100	392,200	
	55	254,500	294,400	372,600	393,300	
	56	255,500	296,600	374,100	394,400	
	57	256,700	298,600	375,600	395,800	
	58	257,700	301,000	377,000	397,000	
	59	258,800	303,200	378,400	398,200	
	60	259,800	305,800	379,700	399,500	
	61	261,000	308,000	380,600	400,700	
	62	261,700	310,400	381,800	401,700	
	63	262,600	312,700	383,000	403,100	
	64	263,200	314,900	384,100	404,400	
	65	264,200	317,000	385,000	405,600	
	66	265,600	318,800	386,200	406,700	
	67	266,700	320,400	387,200	407,900	
	68	268,000	321,800	388,300	409,000	
	69	269,500	323,700	389,500	410,000	
	70	271,000	325,800	390,500	411,200	
	71	272,300	327,900	391,600	412,400	
	72	273,700	329,900	392,800	413,600	
	73	274,500	332,000	393,800	414,200	
	74	275,500	334,100	394,900	415,000	
	75	276,700	336,300	396,000	415,700	
	76	277,500	338,500	397,100	416,200	
	77	278,700	340,200	398,000	416,500	
	78	279,700	342,100	398,900	416,900	
再任用職員以外の職員	79	280,900	343,800	399,900	417,300	
	80	281,800	345,600	400,900	417,700	
	81	283,000	347,400	401,700	418,000	
	82	283,800	349,200	402,500	418,400	
	83	284,800	350,600	403,200	418,800	
	84	285,800	352,400	404,000	419,100	
	85	286,700	353,600	404,700	419,400	
	86	287,600	355,200	405,500	419,800	
	87	288,300	356,700	406,200	420,200	
	88	289,300	358,200	406,900	420,500	
	89	290,300	359,500	407,500	420,800	
	90	291,200	360,800	408,200	421,100	
	91	292,100	362,200	408,700	421,400	
	92	292,900	363,600	409,400	421,600	

93	293,200	365,100	409,800	421,800
94	293,900	366,400	410,200	422,100
95	294,600	367,700	410,500	422,400
96	295,400	368,900	410,800	422,600
97	296,200	369,900	411,100	422,800
98	297,000	370,900	411,400	423,100
99	297,800	371,900	411,700	423,400
100	298,500	372,900	411,900	423,600
101	299,400	373,800	412,100	423,800
102	299,900	374,800	412,400	424,100
103	300,400	375,800	412,700	424,400
104	300,900	376,800	412,900	424,600
105	301,100	377,600	413,100	424,800
106	301,500	378,500	413,400	
107	301,800	379,400	413,700	
108	302,000	380,400	413,900	
109	302,200	381,200	414,100	
110	302,400	382,200	414,400	
111	302,700	383,200	414,700	
112	303,000	384,200	414,900	
113	303,200	384,800	415,100	
114	303,400	385,700	415,400	
115	303,600	386,600	415,700	
116	303,900	387,500	415,900	
117	304,200	388,300	416,100	
118	304,500	389,000	416,400	
119	304,800	389,800	416,700	
120	305,100	390,600	416,900	
121	305,300	391,200	417,100	
122	305,500	392,000		
123	305,700	392,700		
124	306,000	393,400		
125	306,300	394,000		
126	306,500	394,700		
127	306,800	395,200		
128	307,000	395,800		
129	307,200	396,500		
130	307,500	397,100		
131	307,800	397,600		
132	308,000	398,100		
133	308,200	398,400		
134	308,500	398,700		
135	308,800	399,000		
136	309,000	399,300		
137	309,200	399,600		
138		399,900		
139		400,200		
140		400,500		

141			400,800			
142			401,100			
143			401,400			
144			401,700			
145			401,900			
146			402,200			
147			402,500			
148			402,700			
149			402,900			
150			403,200			
151			403,500			
152			403,700			
153			403,900			
154			404,200			
155			404,500			
156			404,700			
157			404,900			
158			405,200			
159			405,500			
160			405,700			
161			405,900			
162			406,200			
163			406,500			
164			406,700			
165			406,900			
再任用職員		224,700	270,600	297,600	323,900	404,700

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2

第5条第1項の給料表

号給	給料月額
	円
1	397,700
2	455,500
3	515,500
4	595,500
5	692,500
6	790,500

第5条第2項の給料表

号給	給料月額
	円
1	331,700
2	366,700
3	393,500

別表第3

号給	給料月額
	円
1	375,700
2	421,500
3	471,500
4	532,500
5	607,500
6	709,500
7	829,500

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和4年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の適用給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養親族数別人員	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	(7)
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員	(8)
第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	(27)

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	(28)
第13表 産業別、企業規模別調査事業所数	(30)
第14表 民間における初任給の改定状況	(31)
第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(32)
第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(33)
第17表 民間における家族手当の支給状況	(42)
第18表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	(42)
第19表 民間における冬季賞与の配分状況	(42)
第20表 民間における定年制の状況	(43)
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	(43)
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準…	(43)

3 生計費関係資料

令和4年4月の標準生計費算定方法	(44)
第23表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(45)

4 労働経済関係資料

第24表 労働経済指標	(46)
-------------	------

1 職員給与関係資料

令和4年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和4年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

令和4年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員（1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表 / 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	(39,289) 39,347	(41.1) 40.8	(19.0) 18.7
行政職給料表	(8,854) 8,996	(41.7) 41.3	(19.8) 19.5
医師職給料表	(47) 39	(42.3) 43.0	(18.0) 18.6
看護師職給料表	(43) 41	(40.9) 39.8	(18.0) 16.8
研究職給料表	(352) 341	(43.8) 43.5	(20.8) 20.5
特定獣医師職給料表	(68) 68	(43.5) 42.8	(20.0) 19.1
公安職給料表	(11,207) 11,180	(38.6) 38.9	(17.4) 17.7
教育職給料表(二)	(5,513) 5,437	(44.6) 44.2	(21.9) 21.5
教育職給料表(三)	(13,201) 13,238	(41.1) 40.6	(18.4) 17.9
特定任期付職員給料表	(4) 7	(44.1) 39.9	(7.9) 8.7

(注) 1 ()内は、令和3年の数値である。

2 再任用職員は含まれていない。以下、第11表まで同じ。

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	% (75.0) 75.2	% (6.9) 6.7	% (18.1) 18.1	% (0.0) 0.0	% (62.1) 61.6	% (37.9) 38.4
行政職給料表	(66.0) 66.2	(7.6) 7.5	(26.3) 26.2	(0.1) 0.1	(59.3) 58.5	(40.7) 41.5
医師職給料表	(100.0) 100.0	(-) -	(-) -	(-) -	(57.4) 43.6	(42.6) 56.4
看護師職給料表	(7.0) 12.2	(83.7) 82.9	(9.3) 4.9	(-) -	(7.0) 9.8	(93.0) 90.2
研究職給料表	(98.6) 97.6	(1.1) 1.8	(0.3) 0.6	(-) -	(76.7) 73.9	(23.3) 26.1
特定獣医師職給料表	(100.0) 100.0	(-) -	(-) -	(-) -	(55.9) 58.8	(44.1) 41.2
公安職給料表	(54.2) 54.1	(3.8) 3.8	(42.0) 42.1	(0.0) 0.0	(91.2) 90.5	(8.8) 9.5
教育職給料表(二)	(95.3) 95.4	(3.5) 3.4	(1.2) 1.2	(-) -	(56.2) 56.0	(43.8) 44.0
教育職給料表(三)	(89.6) 90.3	(10.4) 9.7	(-) -	(-) -	(41.7) 41.5	(58.3) 58.5
特定任期付職員給料表	(100.0) 100.0	(-) -	(-) -	(-) -	(100.0) 57.1	(0.0) 42.9

(注) ()内は、令和3年の数値である。

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当		初任給調整手当	
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	39,347	332,513	7,744 (6,798)	1,338	16,898 (13,302)	5,713	17,376 (22,201)	9,804	39,325 (19,180)	19,169	217 (52,459)	289
行政職給料表	8,996	319,424	3,542 (4,397)	1,731	-	-	3,303 (20,982)	7,704	8,992 (18,264)	18,256	131 (30,127)	439
医師職給料表	39	461,036	9 (11,131)	2,568	-	-	13 (20,823)	6,941	39 (83,552)	83,552	39 (158,928)	158,928
看護師職給料表	41	300,683	30 (14,330)	10,485	-	-	6 (18,100)	2,649	41 (17,014)	17,014	-	-
研究職給料表	341	376,817	12 (10,052)	354	-	-	176 (23,255)	12,002	341 (21,577)	21,577	2 (25,400)	149
特定獣医師職給料表	68	348,478	68 (22,434)	22,434	-	-	27 (13,807)	5,482	68 (20,728)	20,728	45 (26,396)	17,468
公安職給料表	11,180	325,315	1,121 (3,446)	346	-	-	7,385 (24,203)	15,987	11,180 (18,512)	18,512	-	-
教育職給料表(二)	5,437	362,474	1,384 (10,418)	2,652	5,073 (14,241)	13,288	2,225 (21,225)	8,686	5,437 (21,087)	21,087	-	-
教育職給料表(三)	13,238	333,655	1,578 (10,525)	1,255	11,825 (12,900)	11,523	4,241 (20,196)	6,470	13,220 (19,329)	19,303	-	-
特定任期付職員給料表	7	374,700	-	-	-	-	-	-	7 (20,233)	20,233	-	-

(注) 1 平均額の欄中、()内は受給職員の平均額を示す。

2 教育職給料表(三)の平均額は、学校職員給与条例第13条の2第4項を適用せずに算出した額である。

住居手当		通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員特別手当		へき地手当、特 地勤務手当		産業教育手当、 定時制通信教育手当		合計
受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	平 均 額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
11,399	7,369 (25,435)	35,742	11,507 (12,668)	161	147 (36,012)	2,359	3,810 (63,541)	18,530	2,469 (5,244)	108	26 (9,437)	656	283 (16,982)	394,437
2,978	8,470 (25,586)	8,230	17,690 (19,337)	23	154 (60,174)	626	5,431 (78,051)	-	-	5	3 (5,721)	-	-	379,302
13	9,295 (27,885)	25	15,294 (23,858)	-	-	17	51,654 (118,500)	-	-	-	-	-	-	789,268
18	11,224 (25,567)	38	11,687 (12,610)	-	-	1	1,264 (51,800)	-	-	-	-	-	-	355,006
105	7,984 (25,928)	320	24,887 (26,520)	-	-	36	10,407 (98,578)	-	-	-	-	-	-	454,177
23	8,529 (25,217)	66	28,707 (29,577)	-	-	6	7,468 (84,633)	-	-	-	-	-	-	459,294
2,463	5,743 (26,067)	9,648	11,311 (13,107)	137	388 (31,664)	96	895 (104,260)	-	-	2	3 (19,088)	-	-	378,500
1,747	8,165 (25,411)	5,081	10,865 (11,626)	1	14 (76,000)	300	3,243 (58,782)	5,416	5,404 (5,425)	-	-	656	2,049 (16,982)	437,927
4,052	7,631 (24,929)	12,328	7,289 (7,827)	-	-	1,277	5,081 (52,676)	13,114	5,120 (5,169)	101	72 (9,430)	-	-	397,399
-	-	6	15,931 (18,587)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	410,864

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円
324,157	8,129	18,505	8,661	5,995	85	365,532

- (注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、医療技術職員等、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である(職員数 7,749名 平均年齢 41.8歳 平均経験年数 20.0年)。
 2 給料には、給料の調整額を含む。
 3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該職員数	うち扶養親族である配偶者を有する職員	うち扶養親族である子を有する職員	うち特定期間の子を有する職員	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する職員
		人	人	人	人
1人	5,177	1,785	3,065	1,099	331
2人	5,710	2,177	5,607	2,033	162
3人	4,702	3,337	4,697	1,559	90
4人	1,521	1,375	1,521	518	44
5人	230	218	230	79	22
6人以上	36	32	36	22	4
合計	17,376	8,924	15,156	5,310	653

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 この表でいう特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。
 3 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.2人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

機関等	区分						受給職員計	受給職員1人 当たり支給月額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種		
本庁・出先機関	本庁の部長	本庁の次長	本庁の課長	本庁の副課長	出先の副所長		人	円
公立学校				校長	校長	副校長 教頭 事務長		
受給職員数	37	109	286	187	778	962	2,359	63,541

第7表 職員の地域手当の支給状況

支給割合	20%	16%	15%		5.4%		計
地域区分	東京都特別区	大阪市	名古屋市	東京都府中市	福岡市	福岡市を除く福岡県内の地域	
人員 (構成比)	40 (0.1%)	6 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	10,173 (25.9%)	29,104 (74.0%)	39,325 (100.0%)
職員1人 当たり 支給月額	62,507	58,853	63,750	56,445	18,709	19,274	19,180

(注) 職員1人当たり支給月額は、学校職員給与条例第13条の2第4項を適用せずに算出した額である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

区 分	借家・借間における家賃等の月額			計
	27,000円以下	27,000円を超え 61,000円未満	61,000円以上	
受給職員数	31	6,471	4,897	11,399
割 合	0.3	56.8	42.9	100.0

(注) 受給職員数には、単身赴任手当受給職員で配偶者等の住居手当を受給している職員9人を含む。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	交通機関等	交通用具	交通機関等	計
	利用者	利用者	・交通用具 併用者	
受給職員数	7,996	24,657	3,089	35,742
割 合	22.4	69.0	8.6	100.0

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給職員計	受給職員 1人当たり 支給月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km 以上		
受給職員数	126	14	1	3	1	—	16	—	—	—	—	161	36,012

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

その1 行政職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										9
2										
3										
4										
5										
6									1	
7										
8										
9	51									1
10	14								1	1
11	15									
12	29								2	
13	16	4	2						10	
14	8	4	2	1				1	1	
15	4	1	1	1						
16	46	2	1							
17	20	21	4							
18	7	2	4	1						
19	13	12	2							
20	41	15	3	1						
21	14	121	4	2						
22	17	31	3							
23	4	64	6	1				1		
24	33	39	2	1				2		
25	18	112	9					2		
26	27	34	5	4				6		
27	83	46	2	1				5		
28	17	23	3	2				20		
29	104	72	7	1				16		
30	47	52	2	2	1			12		
31	20	42						5		
32	117	41	7	1		1				
33	22	47	5	2				1		
34	58	31	1	3				3		
35	34	54	2	7						
36	116	37	1							
37	53	53	5	5						
38	62	51	1	1						
39	30	31	4	8						
40	120	41	7	6		1				
41	56	66	6	7			1		1	
42	49	52	5	7		1				
43	29	51	3	3		1				
44	82	48	6	4		1				
45	60	73	14	4		2	2	1		
46	50	40	8	2						
47	44	44	8	5						
48	17	55	10	5		1				
49	9	45	17	12		1				
50	7	21	13	5		1	1			
51	6	27	15	5		2				
52	6	17	8	9			1			
53	3	27	16	14		1				
54	2	31	13	16		4	6			
55	5	22	16	13		2	143			
56	3	38	11	13		7	49			
57		30	36	22		10	12			
58		23	16	10		8	5			
59		30	16	15		4	50			
60	4	26	33	19		8	23			

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
61		36	35	31		36	9			
62		13	17	21		25	4			
63	2	24	15	17		27	56			
64	2	23	37	26		30	8			
65		16	29	16		27	10			
66		8	16	21		62	8			
67		15	11	15		72	19			
68	1	6	19	25		35	7			
69		8	21	27		39	8			
70		7	23	15		83	2			
71		5	21	21		57	6			
72		3	26	25		31	16			
73		6	23	28		33	6			
74			30	139		41	5			
75		3	24	79		58	9			
76	1	2	24	57		35	10			
77		1	43	35		25				
78		2	35	30		45	4			
79			24	30		42	3			
80		2	36	30		43	3			
81		1	37	18		17	2			
82		3	20	20		25	5			
83		1	12	25		22				
84			15	26		27	1			
85			17	17		35	25			
86			18	12		48				
87			29	16		58				
88			21	10		42				
89		1	29	12		29				
90		1	24	11		22				
91			24	21		13				
92			23	10		15				
93	1		27	12		15				
94		1	24	10		12				
95			29	10		18				
96			19	10		5				
97			17	13		10				
98			24	26		6				
99			9	23		8				
100			24	29		7				
101			24	15		4				
102		1	17	17		4				
103		1	20	23		8				
104		1	25	11		4				
105			14	5		2				
106			20	1						
107			19	5						
108		1	18	2						
109		1	11	1						
110		1	8	4						
111			9	2						
112			11	7						
113		1	17	9						
114			17	8						
115		1	19	13						
116			22	5						
117			10	5						
118		1	13	4		1				
119			21	2						
120			9	2		1				

級 号	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
121		1	7	4						
122		1	13							
123			16	2						
124		1	17							
125			10	1						
126			11							
127			13							
128			11							
129			9	1						
130		1	10	1						
131			8	1						
132			13	1						
133		1	15							
134			11			1				
135			7							
136			4							
137			9							
138			6							
139			3							
140										
141			3							
142			2							
143			1							
144										
145										
146										
147										
148										
149			2							
150										
151										
152										
153			2							
154			1							
155			1							
156										
157										
158			1							
159										
160			1							
161										
162										
163										
164			1							
165			1							
166										
167										
168										
169			1							
170										
171										
172										
173										
174			1							
175										
176										
177										
178										
179										
180										

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
181										
182										
183										
184										
185										
186										
187										
188										
189										
190										
191										
192										
193										
計	1,699	2,051	1,851	1,412	1	1,361	519	75	16	11

適用職員数	8,996人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。
また、上表の太破線は、行政職特例号給表の当該級における最高号給を示している。

その2 医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14	2			
15				
16				
17				
18			1	
19	1		1	
20				
21				
22			1	1
23	1			
24				
25				1
26	3		3	
27			1	
28			1	
29				
30	1			
31	1			
32				
33				
34			1	
35				
36				
37				
38				
39				1
40				
41				
42				
43				
44			1	1
45				1
46				
47			1	
48				
49				
50				
51				
52				2
53				
54				
55				
56				
57				
58				1
59				
60				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				1
62				
63				
64				
65				10
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	9	11	2	17

適用職員数	39人
-------	-----

その3 看護師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		1				
13						
14			1			
15						
16			1			
17						
18		1				
19						
20		3				
21		1	1			
22						
23						
24		3				
25						
26			1			
27		2				
28			2			
29		1				
30		1				
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39			1			
40			1			
41						
42			1			
43						1
44						
45						1
46						
47						
48			1			
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55			1			
56						
57						
58				1		
59						
60						
61						
62						
63						
64				1		
65						
66						
67						
68						
69				1		
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						1
77						
78				2		
79				1		
80						
81						
82					1	
83						
84						
85				1		
86						
87						
88						

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89						
90						
91					1	
92						
93						
94						
95				2		
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103				1		
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112				1		
113						
114						
115				1		
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	13	11	12	3	2

適用職員数	41人
-------	-----

その4 研究職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10					1	
11						
12						
13					1	
14						
15						
16			2			
17					1	
18					2	
19			1		1	
20					2	1
21		3				
22		1			3	
23					4	7
24					3	
25		1			4	
26					2	2
27			1			5
28					2	
29	6	2	1			3
30			1		1	
31			1		1	3
32	4					1
33		4	2		1	5
34	1	1	1		1	3
35			1			4
36	5			1		
37	3	1				
38	1	3	1	3		
39			1	1		1
40	3	1		1		1
41	1	1				
42	1	1	3			
43	1	1		2		
44	3			1		1
45	3	4	1			1
46		2	3			
47		2	2			
48	1	1	1	1		
49	1	4	4	1		
50		2		2		
51		2	2			
52	1		2	1		
53		3	1	1		
54	1	1	2	1		
55		1				
56	1	3	3			
57		7	1			
58		1		1		
59		3				1
60		2	1	2		
61		2	1			
62				1		
63		2		4		
64				1		
65		3	1	1		
66		1	1	2		
67			1	2		
68		1	2			
69		4	1	2		
70		3	3			
71			3	3		
72				2		
73				1		
74						
75			2	3		
76			2			

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
77		1	1	5		
78				5		
79		1	3	2		
80				2		
81				6		
82				3		
83				1		
84				4		
85				2		
86				4		
87				2		
88		1				
89				20		
90						
91						
92						
93		1				
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	37	78	60	97	30	39

適用職員数	341人
-------	------

その5 特定獣医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13		1					
14		4					
15		1					
16							
17		1					
18		3					
19		1					
20							
21							
22		1					
23							1
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30		1				1	
31						2	
32		2				2	
33						1	
34	1	2					
35							
36							
37							
38							
39		1					
40							
41							
42	1		1				
43							
44							
45		1					
46			1				
47		1					
48		1					
49							
50		1					
51			1		1		
52			1				
53							
54	1	2			1		
55					1		
56			1		2		
57					1		
58					1		
59		1	1				
60					1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61			1				
62			1				
63			1				
64							
65			2				
66							
67			1				
68				1			
69							
70			1	2			
71				1			
72					1		
73							
74				1			
75							
76				1			
77							
78							
79							
80							
81					1		
82							
83				1	1		
84							
85							
86		1					
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109			1				
110							
111							
112							
113							
計	3	26	14	7	11	6	1

適用職員数	68人
-------	-----

その6 公安職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				2					
5									1
6									1
7	45								
8	30								
9	34								
10	37								
11	9		1	1					
12	20		3						
13	13								
14	6		5						
15	1		1						
16	84		1						
17	28	4	3						
18	14		10	1					
19	22		7						
20	50	2	6	1					
21	69		5	2					
22	27		10		1				
23	25		7	3					
24	147	7	9	2	1				
25	37	19	14	6	2				
26	39	97	15	6					
27	21	22	11	5					
28	57	26	7	9					
29	34	29	9	2					
30	100	89	10	7					
31	31	49	18	8					
32	56	38	10	6	1				
33	31	44	17	6	1				
34	22	80	20	12	3				
35	9	41	27	2	2				
36	9	52	20	7	4				
37	6	46	24	13	3				
38	6	68	22	10	2		1		
39	8	41	42	10	5				
40	5	44	30	13	4				
41	1	38	27	12	3				
42		79	26	17	1			2	
43	1	53	29	17	7		1		
44		60	41	19	5				
45	1	47	30	13	40	1	1		
46		65	17	19	28		2	1	1
47		45	44	17	41		2	4	
48		42	37	18	34		3	9	
49		32	93	53	58		4	13	
50		70	78	70	33		7	12	
51		52	79	77	53		6	21	
52		46	83	58	38		5	11	
53		41	81	82	39		7	8	
54		61	77	87	48		11	14	8
55		66	70	70	31		6	10	11
56		51	69	75	50		19	8	14
57		31	68	88	35		7	10	8
58		50	79	67	30	1	17	9	4
59		44	63	79	33		3	7	
60		44	73	83	43		3	9	6
61			68	101	37		4	4	3
62			88	77	40			3	2
63			78	97	44		3	1	
64			71	98	38		3	5	8
65			28	89	34		2	1	2
66			27	68	34		1	3	
67			11	79	36		3	4	1
68			25	80	39		1	2	3
69			26	56	35			5	1
70			13	77	45			7	3
71			23	49	35		3	2	
72			15	56	44		18	4	1
73			18	52	45		10	1	1
74			14	46	30		4	2	
75			18	58	39		3		
76			10	44	36		15	2	

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			11	45	34		5		1
78			12	34	37		7		
79			20	35	19		8	1	
80			14	35	32		9		
81			11	34	35		19		
82			10	33	35		9		
83			15	33	24		5		
84			9	20	27		5		
85			9	21	25		1		
86			8	19	16		6		
87			12	17	32		8		
88			4	25	37		8		
89			6	15	25		8	1	
90			9	15	26		5		
91			7	22	26		4		
92			9	20	30		2		
93			7	17	25		2		
94			2	22	14		2		
95			4	23	24		1		
96			2	21	20		5		
97			3	24	282		1		
98			2	18			2		
99			2	14			2		
100			3	11			4		
101			2	16			9		
102			1	13					
103			1	11					
104			1	13					
105			1	13					
106			1	8					
107			1	11					
108			1	10					
109				12					
110			4	11					
111			2	12					
112			1	9					
113			1	6					
114			1	6					
115				17					
116			1	10					
117				15					
118			1	9					
119				16					
120			2	10					
121			1	14					
122				20					
123				15					
124			3	10					
125			1	12					
126				11					
127				11					
128			1	8					
129				6					
130				8					
131				7					
132				12					
133				4					
134				5					
135			1	6					
136				3					
137				7					
138									
139			1						
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計	1,135	1,815	2,283	3,242	2,115	2	312	196	80

適用職員数	11,180人
-------	---------

その7 教育職給料表 (二) 適用職員

級 号給	1		2		特2		3		4	
	人		人		人		人		人	
1										
2										
3										
4										
5				32						
6										
7				5						
8				42						
9										
10				13						
11				2						
12				57						
13				1						
14				11						
15				3						
16				54						
17				10						
18				19						
19				9						
20		2		61						
21				5						
22				20						
23				7						
24				91						
25				3						
26				27						4
27				13						7
28				86						5
29				6						5
30				29						12
31				12						7
32		2		91						15
33		1		8						18
34				27						15
35				9						8
36				97						4
37				14						2
38		1		31						2
39				14						6
40		2		104						7
41		2		8						1
42				33						3
43				12						2
44		1		90						
45				9						
46		2		34						
47				14						1
48		1		86		1				
49				14						1
50		1		48		3		1		
51		1		24		1				
52				65		2				
53				14				2		
54				32		1		1		
55				19				6		
56				65		3		3		
57		1		13		3		13		
58		2		32		2		12		
59		1		21		1		10		
60		2		66		5		6		
61				16		2		7		
62				36		4		12		
63				20		3		15		
64				45		2		5		
65				19		3		14		
66				21		8		5		
67		1		16		4		7		
68		3		56		4		5		
69		1		19		5		13		
70		1		28		8		5		
71				21		5		7		
72				38		3		13		
73				21		7		5		
74		2		22		4		6		
75		1		23		4		10		
76		2		42		7		7		
77		1		21		1		3		
78		1		32		7		6		
79				15		5		4		
80		2		38		6		5		
81		1		21		8		7		
82				34		5		2		
83		2		17		5		2		
84		1		32		9		4		
85				23		9				
86				23		4		1		
87				23		9				
88		2		24		18		1		

級 号給	1		2		特2		3		4	
	人		人		人		人		人	
89			19		5					
90			22		12					
91			17		11					
92	1		23		10					
93	1		20		12					
94			21		6					
95			20		5					
96			30		17					
97			22		4					
98			33		8					
99			13		3					
100	2		29		8					
101	2		21		8					
102	3		22		7					
103	1		23		2					
104			24		7					
105			17		5					
106			24		10					
107			15		12					
108			31		11					
109	2		26		5					
110	3		32		8					
111	1		15		15					
112	1		45		8					
113	1		18		13					
114			24		10					
115			27		4					
116			41		8					
117			16		11					
118			32		3					
119			20		2					
120	1		45		1					
121			30		3					
122	2		29							
123	1		24							
124	1		34							
125	1		22							
126			38							
127			32							
128			38							
129			29							
130			44							
131			37							
132	1		48							
133			57							
134			63							
135	1		74							
136			71							
137			90							
138			92							
139			102							
140			103							
141			125							
142			56							
143	1		25							
144			18							
145			11							
146			3							
147			2							
148	1		2							
149										
150										
151										
152	1									
153			36							
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
170										
171										
172										
173										
174										
175										
176										
177										
計	72		4,580		435		225		125	

適用職員数	5,437人
-------	--------

その8 教育職給料表（三）適用職員

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		6			
8					
9					
10		1			
11		1			
12		1			
13					
14					
15		1			
16		1			
17		340			
18		12			3
19		37			
20		351			15
21		5			63
22		64	1		68
23		9			92
24		401			24
25		7			18
26		70			52
27		27			46
28		380			18
29		21			28
30		76			23
31		23			11
32		318			17
33		13			36
34		84			15
35		26			11
36		335	1		27
37		17			7
38		78			12
39		59			13
40		260	2		8
41		27	3		2
42		88	5		4
43		48	5		5
44		298	2		2
45		20	3		1
46		86	5		1
47		71	2		
48		250	5		
49		22	7		1
50		80	6		
51		76	8		
52		241	9		
53		32	6		
54		83	12		
55		50	5		
56		227	10		
57		53	9		
58		76	14	1	
59		59	8		
60		202	11	1	
61		35	8	1	
62		90	13		
63		72	9	3	
64		144	12	5	
65		56	16	8	
66		99	14	3	
67		76	7	7	
68		142	12	6	
69		62	12	7	
70		88	16	12	
71		64	12	16	
72		113	8	19	
73		47	13	15	
74		80	11	34	
75		47	12	36	
76		92	13	67	
77		53	20	20	
78		83	19	35	
79		52	15	19	
80		80	16	72	
81		48	10	13	
82		78	20	18	
83		54	13	20	
84		74	20	51	
85		50	9	15	
86		70	10	22	
87		65	11	21	
88		72	7	34	

級 号給	1 人	2 人	特2 人	3 人	4 人
89		38	9	8	
90		65	9	7	
91		53	7	14	
92		62	20	10	
93		53	7	9	
94		57	18	18	
95		52	23	21	
96		53	19	8	
97		49	14	9	
98		56	7	8	
99		48	8	5	
100		49	10	1	
101		48	16		
102		37	12		
103		30	8		
104		38	8		
105		40	4		
106		47	9		
107		28	11		
108		47	9		
109		29	8		
110		41	18		
111		27	13		
112		51	4		
113		24	10		
114		45	9		
115		30	2		
116		35	1		
117		32	2		
118		27			
119		32			
120		41			
121		31	1		
122		40			
123		19			
124		35			
125		20			
126		27			
127		23			
128		35			
129		32			
130		35			
131		24			
132		28			
133		38			
134		41			
135		35			
136		34			
137		39			
138		49			
139		47			
140		66			
141		79			
142		88			
143		99			
144		96			
145		114			
146		136			
147		181			
148		162			
149		146			
150		158			
151		142			
152		108			
153		174			
154		64			
155		41			
156		9			
157		11			
158		3			
159					
160		1			
161					
162					
163					
164					
165		50			
計	0	11,123	793	699	623

適用職員数	13,238人
-------	---------

その9 特定任期付職員給料表適用職員

号 給	人 員
1	7 人
2	
3	
4	
5	
6	
7	

適用職員数	7人
-------	----

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	計	級										
		1	2	特2	3	4	5	特5	6	7	8	9
全 給 料 表	1,865	14	1,388		384	76	2				1	
行政職給料表	491		123		354	11	2				1	
看護師職給料表	2				2							
研究職給料表	21		1		20							
特定獣医師職給料表	10		2		8							
公安職給料表	41					41						
教育職給料表(二)	590	14	570			6						
教育職給料表(三)	710		692			18						

(注) 該当人員0の級は空欄とした。その2において同じ。

その2 短時間勤務職員

給料表	計	級										
		1	2	特2	3	4	5	特5	6	7	8	9
全 給 料 表	386		345		33	6	2					
行政職給料表	44		14		30							
研究職給料表	1				1							
公安職給料表	8					6	2					
教育職給料表(二)	94		92		2							
教育職給料表(三)	239		239									

適用職員数(その1+その2)	2,251人
----------------	--------

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事業委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の福岡県内の民間事業所1,994事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって40層に層化し、これから506事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員

行政職相当職種が 17,730 人（うち初任給関係 1,051 人）であり、その他の職種が 698 人（うち初任給関係 6 人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 90,400 人であり、このうち、行政職相当職種は 85,411 人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

6 そ の 他

(1) 表中「－」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は令和 4 年 4 月 1 日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給される全ての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等きまって支給する給与総額に含まれる実績に応じて支給される全ての手当をいう。

(5) 第 16 表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規模計	3,000人 以 上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 405	事業所 87	事業所 60	事業所 35	事業所 160	事業所 63
農 業、林 業、漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業、建 設 業	35	12	6	4	6	7
製 造 業	121	24	19	9	53	16
電 気・ガ ス・熱 供 給 ・水 道 業、情 報 通 信 業、 運 輸 業、郵 便 業	103	22	16	8	43	14
卸 売 業、小 売 業	37	5	8	4	13	7
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	16	6	0	2	8	0
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	93	18	11	8	37	19

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7事業所、調査不能の事業所が94事業所あった。

第14表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒	規模計		%	%	%	%	%
			30.0	(34.2)	(65.8)	(0.0)	70.0
		500人以上	31.6	(36.3)	(63.7)	(0.0)	68.4
		100人以上 500人未満	30.7	(32.4)	(67.6)	(0.0)	69.3
高校卒	規模計						
			14.4	(38.2)	(61.8)	(0.0)	85.6
		500人以上	16.9	(54.5)	(45.5)	(0.0)	83.1
		100人以上 500人未満	12.6	(17.4)	(82.6)	(0.0)	87.4
		50人以上 100人未満	11.3	(21.2)	(78.8)	(0.0)	88.7

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	211,316	218,049	206,766	193,038
	短大卒	190,153	192,895	189,314	* 179,549
	高校卒	169,903	170,299	167,576	174,593
新卒事務員	大学卒	209,819	214,885	205,382	* 191,459
	短大卒	192,015	192,945	190,092	—
	高校卒	168,338	169,899	166,720	x
新卒技術者	大学卒	213,310	222,688	208,938	193,778
	短大卒	189,240	192,865	188,820	* 179,549
	高校卒	170,967	170,494	168,874	175,657
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—

- (注) 1 「*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務・技術関係職種	支店長	43	53.3	717,386	4,312	713,074	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	28	52.9	738,102	5,966	732,136		
	短大卒	4	53.3	607,618	100	607,518		
	高校卒	10	54.8	727,621	1,466	726,155		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	工場長	13	53.3	688,891	0	688,891	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	6	54.0	687,631	0	687,631		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	7	52.7	689,971	0	689,971		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	515	52.4	652,868	5,426	647,442	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	394	52.3	681,393	5,369	676,024		
	短大卒	35	51.8	561,716	5,112	556,604		
	高校卒	86	53.5	559,283	5,815	553,468		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	379	52.7	679,118	2,514	676,604	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	286	52.8	695,277	2,646	692,631		
	短大卒	34	53.9	667,973	3,201	664,772		
	高校卒	58	51.6	606,368	1,472	604,896		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務部次長	106	50.0	653,863	14,509	639,354	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	85	49.4	668,777	13,338	655,439			
短大卒	8	50.4	691,290	49,838	641,452			
高校卒	13	53.3	533,314	421	532,893			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	110	50.1	650,888	19,997	630,891	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	75	49.9	691,022	22,789	668,233			
短大卒	17	51.2	598,552	9,314	589,238			
高校卒	18	49.6	533,089	18,450	514,639			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	1,065	49.2	561,815	13,504	548,311	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	695	48.3	588,985	14,464	574,521			
短大卒	107	50.6	498,415	14,567	483,848			
高校卒	258	51.0	518,128	10,039	508,089			
中学卒	5	49.8	396,088	35,990	360,098			
技術課長	859	49.1	581,699	9,986	571,713	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	567	48.7	604,802	9,895	594,907			
短大卒	95	48.9	553,241	6,300	546,941			
高校卒	194	50.5	529,915	12,212	517,703			
中学卒	3	50.3	465,155	0	465,155			

(注)「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	400	45.2	532,912	45,756	487,156	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	265	43.1	540,085	48,420	491,665		
	短大卒	46	47.7	483,311	42,411	440,900		
	高校卒	88	50.2	537,219	40,000	497,219		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	234	48.7	564,330	26,825	537,505		
	大学卒	168	48.5	577,626	25,744	551,882		
	短大卒	16	51.3	598,228	18,564	579,664		
	高校卒	50	48.4	508,807	33,101	475,706		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	1,491	44.9	447,467	47,340	400,127	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	819	42.3	452,904	53,780	399,124		
	短大卒	168	47.7	408,753	34,314	374,439		
	高校卒	499	48.4	452,093	41,185	410,908		
	中学卒	5	43.0	395,953	44,321	351,632		
	技術係長	1,114	44.2	505,362	61,762	443,600		
	大学卒	687	42.1	511,308	67,484	443,824		
	短大卒	121	45.0	491,356	45,494	445,862		
	高校卒	304	48.6	497,466	55,136	442,330		
	中学卒	2	50.0	510,321	87,539	422,782		
事務主任	1,056	42.1	380,099	49,671	330,428	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	同 上	
大学卒	617	38.5	381,934	55,111	326,823			
短大卒	152	46.5	376,306	47,720	328,586			
高校卒	282	47.4	377,776	39,024	338,752			
中学卒	5	46.8	399,918	38,225	361,693			
技術主任	1,075	41.4	458,859	77,932	380,927			
大学卒	561	38.4	458,897	89,748	369,149			
短大卒	133	40.5	410,677	67,945	342,732			
高校卒	380	46.0	475,784	63,960	411,824			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	4,751	36.8	321,203	37,745	283,458	同 上		
大学卒	2,699	33.2	331,706	43,373	288,333			
短大卒	654	42.4	309,374	29,328	280,046			
高校卒	1,383	41.1	306,671	30,815	275,856			
中学卒	15	43.4	286,880	30,934	255,946			
技術係員	3,468	33.0	333,681	55,154	278,527			
大学卒	2,006	31.7	345,166	63,655	281,511			
短大卒	466	35.2	323,716	47,918	275,798			
高校卒	990	34.7	315,132	41,329	273,803			
中学卒	6	38.0	328,044	55,613	272,431			

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。) 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。) 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。) 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間) 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	39	53.7	742,000	4,524	737,476	
	短大卒	27	53.0	742,670	5,978	736,692	
	高校卒	3	56.7	707,724	133	707,591	
	中学卒	9	55.0	751,418	1,630	749,788	
	—	—	—	—	—	—	
	工場長	8	53.0	740,488	0	740,488	
	大学卒	4	53.8	756,521	0	756,521	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	4	52.3	724,455	0	724,455	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	360	52.3	701,339	6,696	694,643	
	大学卒	297	52.3	719,299	6,768	712,531	
	短大卒	21	51.4	615,253	8,521	606,732	
	高校卒	42	52.9	617,381	5,273	612,108	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	287	53.0	718,790	2,089	716,701	
	大学卒	229	53.0	725,500	1,858	723,642	
	短大卒	21	54.3	746,699	4,133	742,566	
	高校卒	36	52.3	661,570	2,372	659,198	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務部次長	63	49.6	721,100	23,860	697,240	
	大学卒	51	48.7	729,216	21,990	707,226	
	短大卒	7	51.0	730,288	54,529	675,759	
高校卒	5	57.0	625,454	0	625,454		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	76	50.4	740,356	27,408	712,948		
大学卒	61	50.1	743,141	27,742	715,399		
短大卒	8	51.3	779,330	13,416	765,914		
高校卒	7	51.4	671,549	40,490	631,059		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	827	49.2	596,177	12,568	583,609		
大学卒	574	48.3	614,469	14,680	599,789		
短大卒	76	50.6	528,447	11,564	516,883		
高校卒	174	51.6	568,706	5,801	562,905		
中学卒	3	46.7	405,414	26,272	379,142		
技術課長	665	49.6	614,536	9,529	605,007		
大学卒	468	49.2	629,944	8,833	621,111		
短大卒	72	49.2	589,517	6,061	583,456		
高校卒	124	51.5	571,136	14,243	556,893		
中学卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
	大学卒	302	45.3	559,455	44,917	514,538		
	短大卒	204	43.4	563,701	48,507	515,194		
	高校卒	28	48.0	516,573	38,178	478,395		
	中学卒	69	49.9	564,662	37,686	526,976		
		*	*	*	*	*		
	技術課長代理	176	49.2	603,323	32,575	570,748		
	大学卒	134	49.1	610,273	29,702	580,571		
	短大卒	12	52.6	644,538	14,061	630,477		
	高校卒	30	48.7	555,795	52,815	502,980		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	1,005	44.8	486,991	53,414	433,577	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	586	41.9	488,001	61,546	426,455		
	短大卒	85	48.0	446,608	39,300	407,308		
	高校卒	332	49.1	496,174	42,830	453,344		
	中学卒	2	46.5	383,272	27,745	355,527		
	技術係長	777	44.6	551,794	67,253	484,541		
	大学卒	514	42.6	552,157	74,246	477,911		
	短大卒	82	45.2	542,181	51,343	490,838		
	高校卒	180	49.9	555,105	54,494	500,611		
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	625	43.1	411,443	54,051	357,392	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級、4級)	
大学卒	372	39.0	408,555	62,678	345,877			
短大卒	85	48.9	416,491	53,578	362,913			
高校卒	165	49.5	415,448	35,446	380,002			
中学卒	3	47.7	406,286	20,968	385,318			
技術主任	851	41.8	490,414	86,995	403,419			
大学卒	445	38.4	490,264	102,203	388,061			
短大卒	92	41.5	453,175	81,930	371,245			
高校卒	314	46.7	501,538	66,929	434,609			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	3,055	37.0	342,883	42,980	299,903		行政職 1級	
大学卒	1,889	33.5	344,019	47,360	296,659			
短大卒	381	42.6	331,879	34,728	297,151			
高校卒	779	42.9	345,452	36,500	308,952			
中学卒	6	48.7	350,588	29,420	321,168			
技術係員	2,260	33.2	354,021	63,141	290,880			
大学卒	1,254	32.0	374,235	76,581	297,654			
短大卒	307	34.1	336,710	56,171	280,539			
高校卒	694	34.9	325,224	41,959	283,265			
中学卒	5	39.6	344,192	60,314	283,878			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	3	47.3	465,374	2,983	462,391	* 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	工場長	5	53.8	606,336	0	606,336	* 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	54.5	549,850	0	549,850	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	53.3	643,993	0	643,993	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	126	52.9	556,963	2,103	554,860	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	81	52.5	582,094	1,090	581,004	
	短大卒	12	52.9	498,487	0	498,487	
	高校卒	33	53.9	516,543	5,355	511,188	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	77	52.3	564,723	199	564,524	
	大学卒	52	52.8	574,836	197	574,639	
	短大卒	9	54.2	573,683	559	573,124	
	高校卒	16	49.4	526,814	0	526,814	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	41	50.4	560,784	425	560,359	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大学卒	34	50.6	578,118	359	577,759	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	7	49.6	476,588	746	475,842	
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	22	50.5	457,102	2,212	454,890		
大学卒	7	51.7	481,514	0	481,514		
短大卒	4	54.0	447,723	0	447,723		
高校卒	11	48.4	444,978	4,425	440,553		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	199	49.4	445,947	18,313	427,634	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	101	48.8	468,214	16,094	452,120		
短大卒	22	51.1	440,602	30,821	409,781		
高校卒	75	49.7	418,086	16,527	401,559		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術課長	154	47.6	479,738	9,640	470,098		
大学卒	86	46.4	490,921	12,974	477,947		
短大卒	15	49.8	462,541	412	462,129		
高校卒	51	48.9	468,887	7,111	461,776		
中学卒	2	49.0	404,550	0	404,550		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	94	44.3	454,680	50,400	404,280	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
	大学卒	60	41.9	461,782	48,934	412,848		
	短大卒	17	46.5	436,304	51,877	384,427		
	高校卒	17	50.6	447,990	54,100	393,890		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	48	46.8	442,992	9,189	433,803		
	大学卒	28	46.0	449,398	10,928	438,470		
	短大卒	4	47.3	459,300	32,075	427,225		
	高校卒	16	48.2	427,707	426	427,281		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	407	44.7	366,628	34,109	332,519	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	203	42.7	364,054	34,265	329,789		
	短大卒	73	47.5	373,869	29,199	344,670		
	高校卒	128	46.4	365,695	36,165	329,530		
	中学卒	3	40.7	404,408	55,372	349,036		
	技術係長	240	44.2	405,205	45,568	359,637		
	大学卒	119	41.9	401,147	46,064	355,083		
	短大卒	26	45.6	394,272	30,026	364,246		
高校卒	94	46.6	412,753	48,657	364,096			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	332	40.0	341,794	44,987	296,807	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)	
大学卒	207	37.5	346,964	44,388	302,576			
短大卒	42	43.5	338,757	44,283	294,474			
高校卒	81	44.4	328,956	46,407	282,549			
中学卒	2	45.5	390,365	64,110	326,255			
技術主任	156	40.4	348,512	44,967	303,545			
大学卒	79	38.7	346,488	43,762	302,726			
短大卒	22	38.3	325,533	36,640	288,893			
高校卒	54	43.2	359,611	49,342	310,269			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	1,356	36.0	285,466	30,428	255,038		行政職 1級	
大学卒	676	32.1	304,266	35,106	269,160			
短大卒	211	42.5	281,452	23,334	258,118			
高校卒	461	38.6	260,390	26,759	233,631			
中学卒	8	38.8	247,673	33,637	214,036			
技術係員	880	32.9	306,090	41,548	264,542			
大学卒	568	31.5	304,155	42,626	261,529			
短大卒	89	40.5	318,923	30,517	288,406			
高校卒	223	33.5	305,896	43,204	262,692			
中学卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給す る給 与(A)	うち 時間 外 手 当(B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	—	—	—	—	—		構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	29	51.9	467,851	4,101	463,750		2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長 級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大学卒	16	50.5	480,461	1,062	479,399		
	短大卒	2	50.0	378,950	0	378,950		
	高校卒	11	54.2	465,672	9,265	456,407		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	15	49.1	507,298	22,546	484,752		
	大学卒	5	42.4	563,681	64,238	499,443		
	短大卒	4	51.3	466,816	4,250	462,566		
	高校卒	6	53.3	487,300	0	487,300		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部次長	2	53.5	443,995	8,625	435,370	前記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	12	47.4	439,528	5,667	433,861			
大学卒	7	46.3	446,356	2,429	443,927			
短大卒	5	49.0	429,969	10,200	419,769			
高校卒	—	—	—	—	—			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	39	47.7	424,375	8,791	415,584	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職		
大学卒	20	45.1	467,482	0	467,482			
短大卒	9	48.8	386,125	185	385,940			
高校卒	9	51.0	373,976	37,910	336,066			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術課長	40	45.9	428,335	18,926	409,409			
大学卒	13	43.8	453,037	27,755	425,282			
短大卒	8	44.4	396,827	19,495	377,332			
高校卒	19	47.9	424,700	12,645	412,055			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	4	56.5	367,380	0	367,380	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	2	58.0	348,900	0	348,900		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	10	47.5	460,462	10,264	450,198		
	大学卒	6	47.7	446,903	6,473	440,430		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	4	47.3	480,801	15,951	464,850		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	79	47.1	361,124	38,222	322,902	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	30	45.1	368,565	34,144	334,421		
	短大卒	10	47.0	341,632	29,275	312,357		
	高校卒	39	48.6	360,399	43,654	316,745		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	97	41.4	381,237	57,844	323,393		
	大学卒	54	38.4	365,254	50,333	314,921		
	短大卒	13	42.3	364,937	39,540	325,397		
	高校卒	30	46.5	417,069	79,294	337,775		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	99	42.2	310,674	37,731	272,943	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)	
大学卒	38	38.8	311,823	39,444	272,379			
短大卒	25	43.8	302,758	33,575	269,183			
高校卒	36	44.6	314,957	38,807	276,150			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術主任	68	38.5	317,105	40,133	276,972			
大学卒	37	37.3	321,652	38,141	283,511			
短大卒	19	38.5	303,483	36,478	267,005			
高校卒	12	42.3	324,651	52,056	272,595			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	340	38.1	268,931	19,884	249,047		行政職 1級	
大学卒	134	35.3	296,566	28,870	267,696			
短大卒	62	41.3	266,106	16,546	249,560			
高校卒	143	39.3	244,615	12,921	231,694			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	328	32.6	267,557	36,618	230,939			
大学卒	184	30.8	273,657	40,475	233,182			
短大卒	70	33.4	272,826	33,849	238,977			
高校卒	73	36.3	247,406	29,613	217,793			
中学卒	*	*	*	*	*			

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きま ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	* 構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 — 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	12	49.3	609,340	0	609,340	
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—	
	主 任 研 究 員	12	43.1	569,264	9,060	560,204	
	研 究 員	29	34.0	413,538	56,026	357,512	
研 究 補 助 員	—	—	—	—	—		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	31	59.7	832,663	580	832,083	
	大 学 教 授	143	56.8	721,610	18,690	702,920	
	大 学 准 教 授	115	48.8	577,890	5,005	572,885	
	大 学 講 師	62	42.8	500,080	4,979	495,101	
	大 学 助 教	36	40.4	447,966	14,467	433,499	
	高 等 学 校 校 長	2	55.0	548,735	0	548,735	
	高 等 学 校 教 頭	8	52.4	618,558	0	618,558	
	高 等 学 校 教 諭	83	41.9	453,848	3,799	450,049	

第17表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		79.4%
配偶者に家族手当を支給する		68.1%
家族手当制度がない		20.6%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	13,097 円
	配偶者と子1人	19,070 円
	配偶者と子2人	25,066 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は85.8%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第18表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
56.2 %	(26.8) %	(73.2) %	43.8 %

- (注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
20.4 %	79.6 %

- (注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第19表 民間における冬季賞与の配分状況

項 目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規模計	% 56.7	% 43.3	% 53.2	% 46.8	% 51.6	% 48.4
500人以上	56.2	43.8	50.2	49.8	48.7	51.3
100人以上500人未満	54.5	45.5	52.7	47.3	52.2	47.8
50人以上100人未満	64.0	36.0	63.1	36.9	59.5	40.5

第20表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99.8	76.3	23.5	0.2

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
		%	%	%
課 長 級		58.3	47.6	41.7
非 管 理 職		56.8	48.2	43.2

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第22表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
%	%
67.0	62.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

令和4年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和4年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（福岡市・勤労者世帯）における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別支出金額に消費動向の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

第23表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和4年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	29,040 円	36,810 円	47,150 円	57,480 円	67,810 円
住 居 関 係 費	39,920	70,810	56,500	42,200	27,890
被 服 ・ 履 物 費	5,650	3,900	6,100	8,300	10,500
雑 費 I	16,040	26,360	37,910	49,450	60,990
雑 費 II	7,920	14,630	17,390	20,150	22,910
計	98,570	152,510	165,050	177,580	190,100

4 労働経済関係資料

第24表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内総生産 (GDP)	② 常用雇用指数 (調査産業計)		③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率 (季節調整値)		⑤ きまってる支給与 (調査産業計)				⑥ 所定 (調査)	
		全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%) (推定)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)
令和2年度	△ 4.5	0.0	0.0	1.10	1.06	2.9	3.0	293.3	△ 1.0	272.2	0.6	271.5	0.1
3年度	2.3	△ 0.4	△ 0.7	1.16	1.08	2.8	3.0	298.2	1.7	272.9	0.2	274.4	1.1
令和3年4月		△ 0.3	0.6	1.09	0.96	2.8		300.3	1.6	278.8	2.0	275.9	1.1
5月	0.5	0.2	0.4	1.10	0.97	2.9	3.2	294.9	2.6	270.3	1.6	272.1	1.4
6月		0.0	△ 0.6	1.13	0.99	2.9		297.2	2.1	270.0	0.0	274.4	0.8
7月		△ 0.1	△ 0.4	1.14	0.99	2.8		297.7	1.7	271.4	0.2	274.0	0.7
8月	△ 0.5	△ 0.2	0.1	1.15	0.99	2.8	3.0	295.0	1.3	269.7	△ 0.3	271.9	0.7
9月		△ 0.3	△ 1.2	1.15	0.99	2.8		296.3	1.2	272.4	0.4	273.6	0.7
10月		△ 0.3	0.1	1.16	1.00	2.7		298.6	0.8	272.9	0.1	275.1	0.5
11月	1.0	△ 0.5	△ 0.2	1.17	1.00	2.8	2.8	298.0	1.3	273.4	△ 0.3	273.9	1.0
12月		△ 0.4	△ 0.1	1.17	1.00	2.7		298.6	1.2	273.5	△ 0.6	273.7	0.7
令和4年1月		△ 1.2	△ 1.8	1.20	1.02	2.8		298.9	2.0	272.7	△ 0.1	274.7	1.8
2月	0.0	△ 1.2	△ 2.2	1.21	1.01	2.7	2.9	299.5	2.3	273.4	0.8	275.2	1.9
3月		△ 1.3	△ 2.8	1.22	1.02	2.6		304.0	2.2	276.0	△ 1.1	278.9	1.9
4月		△ 1.1	△ 2.3	1.23	1.04	2.5		307.9	2.5	278.6	0.0	281.9	2.2
5月	0.5	△ 0.9	△ 1.9	1.24	1.07	2.6	2.9	301.2	2.2	274.1	1.3	277.2	1.9
6月		0.6	△ 1.9	1.27	1.10	2.6		304.0	2.3	278.6	3.2	280.0	2.1
資料出所	内閣府	厚生労働省				総務省		厚生					

- (注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪は令和2年基準(ただし、⑩、⑪の令和2年度は
2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)の数値である。
3 ④の福岡県の欄の数値は、総務省の労働力調査都道府県別結果(モデル推計による都道府
標本設計を行っておらず、標本規模も小さいことなどにより、全国結果に比べ結果精度が
4 ④の福岡県の欄及び⑨の欄中令和2年度、3年度の項は、それぞれ令和2暦年、3暦年の

内 給 与 産業計)	⑦ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑧ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出 (名 目) (二人以上の世帯)				⑩ 消 費 者 物 価 指 数 (総 合)		⑪ 国内 企 業 物 価 指 数	
	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡市	全国	福岡市	全国	福岡市	
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前 年 比 ・ 前年同月比 (%)	(千円)	前 年 比 ・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
252.6	1.9	140.0	142.7	10.6	10.6	277.9	△ 5.3	317.0	5.8	△ 0.2	0.0	△ 1.4
253.1	0.2	142.5	143.7	11.7	11.0	279.0	0.4	285.5	△ 10.0	0.1	△ 0.4	7.0
258.6	2.0	150.4	151.3	12.1	11.6	301.0	12.4	275.4	△ 7.5	△ 1.1	△ 1.1	3.5
251.1	0.7	136.0	138.4	11.1	10.4	281.1	11.5	275.5	6.7	△ 0.8	△ 1.4	4.8
250.6	△ 0.7	146.9	147.1	11.4	10.8	260.3	△ 4.9	244.3	△ 27.2	△ 0.5	△ 1.1	4.9
251.4	△ 0.6	146.9	148.5	11.9	11.2	267.7	0.3	233.2	△ 26.7	△ 0.3	△ 0.9	5.6
249.3	△ 0.3	135.8	138.8	10.9	10.0	266.6	△ 3.5	246.9	△ 31.3	△ 0.4	△ 1.1	5.6
253.1	0.7	141.4	143.2	11.3	10.4	265.3	△ 1.7	267.8	△ 13.5	0.2	△ 0.4	6.2
253.6	0.6	144.8	146.2	11.7	11.2	282.0	△ 0.5	298.6	△ 15.6	0.1	△ 0.2	8.0
253.1	0.1	145.8	148.2	12.1	12.1	277.0	△ 0.6	304.9	△ 19.7	0.6	0.2	8.9
252.4	△ 0.3	144.5	146.8	12.3	12.2	317.2	0.7	328.3	△ 6.4	0.8	0.1	8.6
253.2	0.0	136.9	138.0	11.8	10.5	287.8	7.5	292.8	△ 5.0	0.5	0.0	9.0
254.0	1.0	136.6	134.2	11.9	10.4	257.9	2.2	256.0	△ 21.2	0.9	0.4	9.4
256.6	△ 0.9	144.5	143.6	12.6	11.0	307.3	△ 0.8	290.9	△ 8.6	1.2	0.7	9.3
259.0	0.2	149.0	147.8	12.9	11.7	304.5	1.2	283.5	2.9	2.5	1.9	10.0
255.5	1.8	137.6	137.4	11.7	10.4	287.7	2.4	259.1	△ 6.0	2.5	2.2	9.3
260.5	4.0	149.6	149.0	12.1	10.7	276.9	6.4	258.2	5.7	2.4	2.6	9.4
労 働 省					総 務 省					日本銀行		

平成27年基準) である。

県別結果) である。総務省は当該モデル推計について、「労働力調査は都道府県別に表章するように十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては留意すること。」としている。数値である。